

平成23年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成23年3月9日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 2 番 鈴木伸彦議員
1. 当市の成長戦略として、四区町、大貫を通る都市計画道路3・3・3号線の早期開通と企業誘致について
 2. 赤田工業団地内の中間処理施設からの各種許可申請について
 3. 国民健康保険税の問題と今後の方針について
 4. 防犯灯のLED化について
- 29番 菊地弘明議員
1. 観光行政について
 2. 空き店舗対策について
 3. 教育行政について
- 11番 眞壁俊郎議員
1. 市政運営方針について
 2. 平成23年度予算編成について
 3. 新規学卒未就職者就労支援事業について
 4. 地球温暖化対策実行計画について
- 13番 齋藤寿一議員
1. 市職員の交通安全管理について
 2. 外国語授業の導入について
 3. 武道必修授業について
 4. 観光PRについて
 5. もみじの植栽について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉	藤		誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美		議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作		議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 初めに、2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） おはようございます。

議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦でございます。

きょうは3月9日、あしたは中学校の卒業式を控えております。次の世代を担う若者たちであります。その若者たちに期待するのは人の機微のわかる人間になってほしいということでもあります。彼らがこれからどんな日本をつくるか、どんな地域社会をつくるか、いずれにしてもその基本は人です。いろいろな体験を通じて多くの人々と触れ合うことで、これからも成長していったらほしいと願うものであります。

それでは、通告書に基づき質問を行います。

全4問ありますが、1番から順次質問をさせていただきます。

1、当市の成長戦略として、四区町、大貫を通る都市計画道路3・3・3号線の早期開通と企業誘致について。

少子高齢化が進むことによる地方自治体の人口減少、社会保障費の増加、雇用の減少、学校の統廃合等は、我が市におきましても深刻かつ重要な問題であります。

それらの解決策の一つとしてお伺いいたします。

四区町、大貫を通る都市計画道路3・3・3号線の今後の見通しについて。

市内で造成された工業団地の利用状況と企業誘致の方針について。

都市計画道路3・3・3号線沿いに企業誘致を考えた場合、経済の効果と雇用促進について。

以上、よろしく願います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 私のほうから の四区町、大貫を通る都市計画道路3・3・3号線の見通しについてお答えします。

都市計画道路3・3・3の整備については、県施工による一般国道400号から主要地方道那須高原線までの区間の整備を優先しており、現在、一般国道400号交差点の赤田地区を県が、四区町地内を市が整備しているところです。

今後については、黒磯那須北区間の那珂川渡河部、島方・上厚崎区間の順に早期整備を県に要望しているところでありますので、四区町、大貫区間の整備予定はありません。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 私のほうからは、

、 について順次お答えいたします。

初めに、 の市内で造成された工業団地の利用状況と企業誘致の方針についてお答えいたします。

現在、市が造成した工業団地は6カ所あり、49社が操業しております。

次に、企業誘致の方針ですが、企業の立地は雇用機会の拡大、税収の確保、産業の振興面で大きな役割を担うものと考えておりますので、本市に立地を希望する企業に対しては、積極的に支援していきたいと考えております。

次に、 の都市計画道路3・3・3号線沿線に企業誘致を考えた場合の経済効果と雇用促進についてお答えいたします。

でお答えしたとおり、この路線の整備予定がなく、整備後の土地利用状況に言及する状況にはないと考えております。

なお、一般的には、都市計画道路などが整備された後は、商業施設等の進出により一定の経済効果はあるものと思われれます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、再質問させていただきます。

まず、この質問をするに当たって、私の質問の趣旨というものをご説明させていただきます。

少子高齢化が進むことによる人口の減少、社会保障費、雇用、こういったものがある中で、当市は何か成長戦略というものがあるかどうかということを中心に、その提案としてこの3・3・3号線が適所ではないかという提案としてさせていただきます。

では、なぜこういったことが今、必要なのかということを中心に考えながら、再質問をさせていただきます。

では、1番については、都市計画道路は那珂川

沿いのところを今やっている最中と、次に、東那須が、那須塩原駅ですか、あそこのわきのところを随時考えているという、言葉は違いますが、そういうことだったと思います。この路線については、まだ見通しは立っていないというふうに理解しました。

では、この那須塩原市において、成長戦略として市長が時々言葉にされている、自立する那須塩原市ということをおっしゃっていると思いますが、そういった意味でまた、それから雇用を促進するためにもどうか、今までの一般質問の中でも若者の雇用ということは出てきたと思うんですが、雇用を促進するに当たっては、短期的ではなく中・長期的にしていけないと、臨時採用などでは本当の意味での真の雇用が得られないと思うんですね。

そういった意味で、まず市について、経済戦略としてのそういった企業を誘致する方針はあるのかどうかをもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 企業誘致に関する考え方ということでございますが、現下の経済状況からしますと、市が新たに工業団地を造成するということは考えにくいということで、新たな工業団地の造成等は考えておりません。

こういった中で、市の税収確保、先ほど申し上げましたように産業の振興という面では、企業が来てくれることによりまして議員がおっしゃるような雇用も確保できるという部分がございますので、企業立地に関しては積極的な支援をしていきたいというのが市の基本的な考え方でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） では、市が高齢化、人口減

少といったことについて、財政面で何か施策があるか。今後、扶助費がふえていく中で、市の財政をふやすための取り組みというのは積極的には考えているかどうかという観点は、どなたかお答えいただけますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 市の財政にとって、少子高齢化問題についてどういうふうにとということでございますが、財政全体としてどういうふうにするとか、こういうふうにするというような考え方はございませんが、それぞれの部の中で考えていったものを市の全体的な考え方としてまとめ上げていくというようなことだというふうに思っておりますし、当然、中・長期の財政計画の中では市税の減少等々はありますので、その辺のことに對しては、当然対処していくような方策は考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 全国的にもそうですが、高齢化が進んでいくということによって自治体の社会保障費がどんどんふえていくということでありま

す。その中で、国では今、法人税の減税措置を考えていると思います。それにあわせて、県では企業の誘致ということに取り組んでいる状況があると思いますが、その辺の県との連携、他市町村との連携ということは、当市では検討はされているでしょうか。

議長（君島一郎君） 鈴木伸彦君に申し上げます。

ただいまの質問の趣旨につきましては、3・3・3号線、これに絡むもの、あるいは企業誘致の部分について、隣接市町村あるいは県との連携という意味合いの部分なんでしょうか。その辺ちょっと明確な部分で質問をお願いしたいと思います

すが。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 少し、先ほど最初にお話ししたかと思うんですが、市が成長戦略を持っているか、それから市長が常々おっしゃっている自立した市、それから詳細にという部分に書かれている少子高齢化、社会保障費、雇用とか、そういったものを解決する方法として、まず市がどういうふうに考えているかということをまずお伺いしたい。

その上で、この3・3・3号線についての、予定はないんだけど早期実施をすることの効果というものを執行部の皆さんと今質問の中で審議したいという趣旨で、今、質問させていただいております。

準備がうまくできていなかったのかなとは思いますが、市であっても、やはり市税とか国の補助とかそういったものに頼っていると、ますます国の借金がかさむ中で苦しいだろうと思います。その中で、この3・3・3号線が経済効果があるんじゃないかということは、どういうことかといいますと、会派代表の質問の中にも答えていらっしゃいましたが、北関東自動車道の開通、日立港からの輸出が望める、そういった中で県は元気アッププランなどの中で企業の誘致などを図っている。先にどんどん話を進めると、そういった中で那須塩原市としても、何かそういった戦略を持ってやるべきではないかというのが私の考え方でありま

す。その中で、では、3・3・3号線なのはなぜかといいますと、近隣との連携がやはり必要であろうと。近隣との連携というのは、隣に大田原市の工業団地があります。そこにはそれなりの立派な企業があるということからすると、そこに集中的な効果があると。また、県が茨城県や群馬県と一

緒になって取り組んでいるものが、県はやっておりますね。そういった中で、県がやっている中の連携をとることによって、関連会社または那須塩原市を気に入ってくれる企業があるのではないかと。確かに今、世界的に経済状況が厳しい折ではありますが、虎視たんたと今、那須塩原市の将来、財政的なものを憂いながら、少しでもやるという市のそういった中・長期的な考えがあるかという観点であります。

ここがいいというのは、もともとここは産業道路でありまして、先ほどおっしゃった2道路については、どちらかという福祉的な、生活が便利になるというような意味では素晴らしいと思います。しかし、やはり1つの事業用途を考えれば、海外旅行に行ったり、おいしい食事を食べるのもいいでしょうが、やはり事業を進める上でのトラックを買うというような趣旨で、経済投資をするという意味でも、そういう目を持って市が臨むべきではないかと、そういうふうに思っております。

そういう位置づけの中で、県や他市町村の連携、それから先ほどおっしゃられましたように、とりあえず赤田のたて道までの道路ができましたと。これから先は、計画はもう何十年も前にあるけれども途切れているという中で、そこを今すぐではなくて結構です、中・長期的にそこに視点を置いて、市の財政を考えながらやっていってはどうかということの趣旨で2番、現状をお伺いして、まだほとんどない、来てくれればという消極的な対応ではなくて、虎視たんたと積極的な対応をして、の中で経済効果とか促進というものをこれから検討していただきたいと、そういう趣旨で、流れの中で質問はさせていただこうかなと思っていたところです。

なので、具体的に質問されると困るのかもしれませんが、今、栃木県内で人口がふえているとこ

ろというのは、新幹線の駅のある宇都宮と小山と那須塩原市なんですね。ほかはほぼ減っていますが、たまたまと言ったらおかしいかもしれませんが、さくら市はかなりふえているというのが新聞に載っておりました。

地方で減少化しているところとふえているところの違いというのに1つあるのが、やはり規模が大きいところには人口が寄ってくるんだそうです。これは国の統計の中に出ております。栃木県の中でも宇都宮はもうある程度の人口基盤、財政基盤がありますが、那須塩原市はこれから県北の中でもそれなりの市に発展していくのであろうという中で、やはりそのために必要なものは何か、成長戦略は何かというものを持つ、私はそれが必要ではないかと思っております。

そういった意味で、今現在はないということですが、改めてお伺いしますが、隣接市町村または県との連携は、今現在はそういったことで企業誘致に対してとっておられる、またはこれまで那須塩原市に企業から問い合わせがあったとかという事例などがおわかりになれば、ご説明いただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 企業誘致に関しまして、県と連携して誘致を積極的に進めているという状況にはありません。先ほど申し上げましたように、市で所有する分譲用地はないということで、あくまでも今のスタンスとすれば、企業が進出を希望するものに対して積極的に支援をしていくというスタンスであります。先ほど北関東自動車道の話も出ましたが、これについては、県も開通を見越しているいろいろの方策を考えていく形になるかと思えます。

市としましても、こういった開通によりまして、

黒磯板室インターチェンジもできておりますので、交通の利便性、それから企業の進出ということが考えられれば、それらについては市としても積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 執行部側からすると、ちょっと私の質問が唐突に思われているのかなという気はしますが、市長の市政運営方針の3ページの中にも、「これからの地域の特性を十分に生かしながら、産業の振興、地域の活性化を図っていききたいと考えております」というふうにおっしゃられております。平成24年度から始まる後期計画にそういった課題をアンケートをとりながらつなげていきたいというふうにもおっしゃっております。

要するに、今、私が申したような趣旨では、まだ市は動いていないということを今、理解したわけですが、そういうことで、これから市としてはそういったことにも後期計画につなげて検討をしていっていただきたいと思います。

その中で、私はここがとりあえず幾つか、別にここではなくても構いませんが、この路線がいかにいいかということをお話はしたかったんですが、多分ここから話をしても出てこないだろうと思うので、それについてはちょっと触れたいと思います。

また、関連として、私の会派代表の相馬会長から話が出たと思うんですが、今、誘致というよりは、場合によっては留置、とどめるほうですね、企業が出ていかないようにするという方策も必要だと。それから、今ある企業の支援をして、場合によっては新たな企業ではなくて、事業拡大に市がかかわりながら、そういうことによって市の税収を上げていく。市民税の中で住民税とか固定資

産税というのは急に伸びることはないし、安定的なものではあるけれども、そういうことはない。だけれども、一番これから期待できるのは、やはり頑張って法人市民税を上げていくことが市の財政の安定化につながるのではないかとというふうに私は考えますし、地方の学校の統廃合で働く場所がなくて、そこから町うちに入が来てしまうということから、学校の子どもの数が減っているということも踏まえても、そういった地域の近くに企業ができてということで、その周辺に入が住むということで、やはり統廃合に決定的な方法がないとはいいますが、長い目で見れば、そういったことに対する効果も期待できるだろう、若者の雇用にも期待できるだろうというふうに考えます。

そういったことで、これは市の成長戦略というような形でまた改めて質問させていただくことにして、これについては、これで終わらせていただきます。

では、続きまして、2番に移りたいと思います。

赤田工業団地内の中間処理施設からの各種許可申請について。

旧西那須野町時代の工業団地建設の趣旨、歴史的経緯から、地域住民の反対運動は4年にわたり続いております。そのような状況の中、乾燥施設の8時間から24時間への操業時間延長に関する許可が住民合意なく出されました。また、当施設の2期計画も法に基づく申請が出され、現在審査中となっております。

そこで、お伺いいたします。

時間延長に関する許可申請に対し、市は認めざるを得ない結果となりましたが、建築基準法第51条の許可権者であり、全国産廃問題市町村連絡会の会長である市長の考えをお聞かせください。

時間延長に関する許可申請について、本市の都市計画審議会へ付議しなかった理由は何をお伺

いたします。

操業時間延長許可後、市は市民の安心・安全を守るため、大気観測等の具体的な方策を持っているかお伺いいたします。

2期計画の審査状況と、それを阻止する方策があるかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2番、鈴木伸彦議員の市政一般質問の2の赤田工業団地の中間処理施設からの各種許可申請について、順次お答えをいたします。

の時間延長に関する許可についてお答えをいたします。

時間延長の期間につきましては、建築基準法第51条の許可権者として法に沿って慎重に検討し、判断した結果でありますので、全国産廃問題市町村連絡会の会長であるということで判断が変わるものではないかと申し上げます。

次に、本市の都市計画審議会に付議しなかった理由についてお答えをいたします。

市都市計画審議会は、都市計画法第15条の規定により、一般廃棄物処理施設等の市が決定する都市施設について、市長が付議する審議機関と定められております。

産業廃棄物処理施設は、都市計画法施行令第9条第2項第8号の規定により、広域的見地から都道府県が決定する都市施設と定められており、このため、建築基準法第51条においても、県都市計画審議会に諮るとされておるところです。

これらのことから、産業廃棄物処理施設を市都市計画審議会に付議することにつきましては、法的な根拠はなく、また県都市計画審議会との二重審議となることから、行わなかったものであります。

なお、本市の都市計画審議会において、産業廃棄物処理施設を審議した事例はございません。

次に、の操業時間延長許可後、市は市民の安全安心を守るため、大気観測等具体的な方策を持っているかについてお答えをいたします。

市としても、公害防止のために施設の立ち入り調査等が必要であると考えております。県職員の併任を受けている職員が施設の立ち入り調査を行うことは可能であります。具体的な大気測定等については、事業所との協議が必要であり、今後調整をしていきたいと考えております。

最後に、の2期計画の審査状況と、それを阻止する方策があるかについてお答えをいたします。

建築基準法第51条ただし書きの許可につきましては、平成22年11月4日に許可申請を本市で受理し、現在審査中であります。廃棄物処理法に基づく許可につきましては、平成22年10月29日に申請許可書を県で受理し、12月24日から1カ月間、縦覧を経て、現在審査中であると聞いております。

計画を阻止する方策があるかについてありますが、これまでの事業計画、事前協議、許可申請の段階における県からの意見照会の回答として、処理施設設置については反対であるとの意見書を提出いたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） では、再質問をさせていただきます。

番の市長の考えということだったんですが、連絡会の会長であっても考えは変わらないということでしたが、一緒ではなくて、連絡会というもの趣旨からすると、今回はやむを得なかったというふうに思っているんですが、その中で許可せざるを得なかったというのは私の言葉ですけれども、その辺の連絡会の会長と市長の立場、それぞ

れの立場で考え方の違いがあれば、市長のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 第51条の申請の許可者ということでございまして、それにつきましては、当然法判断のもとでやっていかなければならないと今でも思っております。

さらに、今、市町村連絡会の会長という立場で産廃に対する問題ということにつきましては、一つ一つの事例によりまして、当然先日ですか、会派代表質問のときにも答えたとように、一つ一つのものに対する考え方というものは、産廃の問題というものについて、これは当然協議会の中で私も会長としてでもありますし一般の会員としても、やはり問題提起をしながら、その問題解決に向けては検討していきたいというふうに思っております。

そういうことで、決して、両方で同じ人が判断するということになると、皆さん、どうなのかなという考えを持つのかなというふうには思いますが、法的な立場は法的な立場で、今の産業廃棄物処理法によりまして、許可申請、これからもさまざまな申請が出てくると思いますが、法的なものクリアされると許可せざるを得ないというのも現実的な法判断でございますので、そういう中にありましても、問題点があるという部分が発生すれば、それはそれなりの考えのもとで産廃協議会の中、あるいはそういう立場の中でも行政判断をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 法的な立場ということでは、とりあえず理解をしております。

市長として、または問題連絡会の会長として、ここには、2つの、赤田だけでなく青木や戸田の最終処分場というのもあって、そこにも問題がある。それから、赤田にも問題がある。では、市長として赤田というところは問題があるのかなのか。あるとするならば、市長は何を問題とされているのか、そこをお聞かせいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 今回この後、2期工事ですか、それが申請を出されておまして、第51条の判断もされるところでございます。また、県のほうにも出ておるわけでございまして、その意見照会が来ております。そういう中では、今、反対の意思表示をしておるわけでございますけれども、それにつきましては、当然県のほうに回答書、照会に対する意見として反対の意見を出しております。また、その反対理由に対する要望ということで、県のほうにそれらの私どもの要望に対しての回答もいただきたいということでしたしております。

そういう意味で、今、問題は何かあるのかということになりますと、申請書の中での問題点ということございまして、それらについて今、県に我々の回答したことについての要望は回答もいただきたいという、照会された提出書類のほかにも、そういうことで県のほうに申し入れを先日行ってきております。

そういうことで、問題点については、今後、そういう形で県がどういう回答をしてくるかはまだわかっておりませんが、お願いをしております。回答をくれるか、くれないかもまだ私どもはわかりません。これまでは回答した事例はございませんという話でございますけれども、私どもとしては、こういう点について疑義があるので、

回答していただきたいという項目で数点、県のほうに要望の回答をお願いしておるところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 市長の立場はわかっているつもりで質問させていただいております。

この問題の問題というのは、要は地元が合意できないようなものを国が問題としないということに問題があるのかなど。問題が起きるまでは問題としないというか、自分のところでなければ社会に必要なものだから、どこかに必要だから基準をつくって、そこで法的な処理をして設置ができるということが私は一番問題なのではないかと。

その結果、那須塩原市には最終処分場と言えば、許可だけでも130幾つ、未許可のものを含めて200ぐらいあるのではないかとされていると思いますが、これだけ那須塩原市に集中しているということは、これは問題と言っているのではないかと思います。そのことを問題として、今までも多分発信していただいたと思うんですが、これからも発信していただきたいなというふうに私は考えております。

また、地域住民が先ほどの最初の質問でも、工業団地の企業誘致ということは市にどんなに利益をもたらすかということがあって、そこからできた工業団地であります。ところが、成り立ちの経緯ですか、住民の皆さんの協力を得てできたにもかかわらず、住民の意思に沿わない、そこにも問題がある。住民の皆さんの反対運動というのは、基本的に個人がそんなの嫌だとだけ言っているわけではないと私は思っています。将来の那須塩原市、将来の子どもたち、それから先祖から受け継いだものを大切にしたい、守っていきたい、ということから惜しみない反対の努力を続けてきた。

そういう思いがあって今日までやってきた、そういうことを酌んでいただく方策はないのかなど、そのように私は思います。そういうことで、市長とその辺の話をちょっとしてみたかったと思いついて質問させていただきました。

続いて、のほうに移りたいと思います。

に関しては、法律上、県が判断するというものだと思いますが、ここで幾つか質問させていただきます。

まず、宇都宮市は、那須塩原市と法的な違いはあるのかどうかお答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 特定行政庁でありますので、宇都宮と那須塩原市の違いはありません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 宇都宮市でも工業団地に焼却炉ができるということで、かなり住民側の抗議が起きているようであります。その中で、宇都宮市は都市計画審議会を開いております。那須塩原市は開かなかったということですが、もう一度その判断の違いについてご説明いただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 宇都宮で開いたということで、先ほど市長が答弁しましたように、建築基準法第51条ただし書きにつきましては、法的決定事項ということで付議するという形になります。宇都宮の場合には、都市計画法上支障がないということで、市長からの諮問という形をとっております。

ですから、付議ということは、法的決定事項ですから、決定されたものについては法的拘束、行政庁はそれに従わなければならない。諮問という形になれば、その答申に基づいてある程度尊重す

る形になりますけれども、法的には従うということではないというふうに解釈しますし、そういうことで、宇都宮市はそういうふうな諮問答申という形をとっております。

先ほど、最初から言いましたように、第51条ただし書きは法的決定事項ということでありますので、付議するのが基本だということで、県のほうで決定するものについては、県のほうが決定することになりますので、県のほうに付議するのが法的には妥当だと思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 県の都市計画審議会に出すに当たっても、那須塩原市の都市計画審議会に付議してはいけないということはあるのかどうか、もう一度。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほども言いましたように、第51条ただし書きについては法的決定事項で、その法的決定事項についてはこの産業廃棄物処理施設は県が決定するというのでありますので、市の都市計画審議会に付議することはできないという解釈になります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 決定事項は県だという説明だと思うんですが、ここで1つだけ次の2期計画にも関係するんですが、県が決定するんだけど、県に対して那須塩原市の都市計画審議会でもんで、そこで出た附帯事項というか、何か条件的なものとか懸念するものをつけて都市計画審議会に出れば、それを県のほうに出すということは可能かどうか、お答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 付議するということは、

都市計画法上支障がないということで付議するわけですから、市のほうの意見ということはないのが一般的であるというふうに解釈します。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 許可をする場合に付議するという形ですので、許可をしないのであれば付議しないという判断があった、その中で許可をせざるを得ないという判断で、ある意味出すということは積極的に許可してくださいという提出の仕方になるのではないかと思うんです。

とすると、宇都宮市の考え方が那須塩原市で生かせないのかどうかということだけ、最後にちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど市長が答弁したとおり、法的根拠がないもので県との都市計画審議会の二重審議になるということで、市の都市計画審議会にはかけないということになっておりますので、そういうことで今後も行いたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ということは、那須塩原市としては今後、2期計画を見据えてもそうなんです、自分の意思を持って判断をすることはできない、県が都市計画審議会に係る条件というのは、法律なのかどうか、あれは県の指針ですよね、その辺のところ、法律か指針かのあたりのところ、ひとつお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 市が県の都市計画審議会に付議するということは、先ほど来から言っていますように、都市計画から考えて支障がないということで付議するわけですから、それが市の判

断という形になります。で、県の都市計画審議会については、建築基準法の第51条ただし書きについての産業廃棄物処理施設の付議の決定事項については、法的にそこでやるということになっております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 物事をやっていく上で確かに、これは昨年の暮れに産廃反対集会があったときに、某県議がおっしゃっていましたが、針穴を通すような努力が要するというようなお話でした。

最後にこの点については、できないことを並べることよりは、何か1つできることを探してくるという姿勢も言葉の中に見受けられればありがたいなということで、今はどうお話ししても、法律どおりというような回答だったと思いますが、これはこの場ではこれでおさめたいと思います。

次に、 についてですが、 は私も一緒に市の執行部の方と協議をしているわけですから、私も責任を感じながら市のほうで何ができるのかということは、市のほうに文句ばかり言うわけではなくて、一緒に考えたいと思っております。予算をとっていただくなり、できることをこれからも執行部の皆さんと協力していきたいとは考えております。

次に、 について、これから検討していただくことになると思うんですが、これについても、今の都市計画審議会の件、それから廃掃法に基づく許可に対しても、市のほうではいろいろ問題点を確かに針の穴ではないですけども、どこかないかということで指摘して意見を出して、その回答もいただけるように対応はとっていただいていることは私もよく存じております。

その中で本当に何ができるのか、今のところ私としてははないのですが、改めて再質問として、こ

の阻止する方法の見通しのなものをもう一度お答えいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 阻止する方策ということではありますが、先ほど市長からの答弁のとおり、事業計画から始まって許可申請、そういったそれぞれの段階で本市としては反対であるというふうな意見書を提出しております。先ほど市長もちょっと触れましたが、過日2月28日に今回の第2期に対する許可申請書の意見書ということで、市長みずから直接出向きましてお願いをしてきました。

市としては、4つの区分、まず廃棄物の処理に関することということで7点、事業計画に関することということで4点、周辺環境に関することということで4点、住民合意についてということで2点、都合4区分で17項目ですが、意見ということで意見書を提出いたしました。先ほど市長からお話がありましたとおり、この意見については県としては市に対して回答するというようなことはいまだかつてないという状況の中でも、市長から直接、それは承知の上であるが、ぜひ回答を欲しいというようなことまでお伝えをして、そういった行動を行いながら市としては総論的にも反対ですということではその都度伝えていくところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 得意で、この時間はどんどん過ぎて、いつもそうなんです、流れていってしまうのでそろそろ締めたいと思いますが、市も努力している雰囲気は私もわかっております。法律の壁があるということもわかっております。その中で最近思うことがあるんですが、全国一律の

法律の中で産廃施設があるところとないところがあるということは、やはりその地域のある意味ガードまたは企業誘致を積極的にしながらそういうものは来させないという攻撃的な、「攻撃は最大の防御」という形でも、そういう取り組みがあるんではないかと思うんです。

市長に1つだけもう一度お伺いしたいんですが、というか私から言います、要は土地が売り買いされなければ、本来そういうことにはならないだろうというふうに、多分これは市長も同じ考えをお持ちだと思っておりますので、答えは結構ですけども、この那須塩原市をどういうふうにしていきたいのかということ、法以前に道徳的なというか、モラルというか、品格というんですかね、金ではないという意味で、こういうふうにしていきたいんだという、そういった思いの醸成をしていくようなこれからの方策も必要ではないかと思っております。

また、でき上がっていくものについては、市民の健康とかそういった不安が一扫されるように、問題のないような検査体制をつくるとか、それからまた許可をする県などに対して、市も許可権者であるという意味では、その周辺住民の健康、そういったものへの保障をどうするのかということ、もし今後どういう形になっていくにしても、そここのところをこれからもよく検討していただきたいなと思ってこの項は終わりにしたいと思いません。

続きまして、3番の質問をさせていただきます。

国民健康保険税の問題と今後の方針について。

国民健康保険税の収納率について、栃木県は2年連続で全国ワースト2位、全国平均が88.01%、本県が84.77%であり、本市は、小山市、日光市に次ぎ82.08%で、県内ワースト3位となっております。このような中、本市は新年度から国保税

の引き下げの方針を明らかにしました。

そこでお伺いいたします。

本市における国保税の収納率が低い要因は何であると分析しているかお伺いします。

収納率が低いにもかかわらず、赤字とならなかった理由は何かお伺いします。

収納率の低迷により受け取れない調整交付金の最大額との差はどれくらいになるかお伺いいたします。

収納率アップ策と今後の収納率の見通しをお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 国民健康保険税の問題と今後の方針についてお答えしたいと思います。

と は関連しておりますので、一括してお答えいたします。

国保税収納率の低い要因について、明確な根拠というものはございませんけれども、本市の収納率が低迷している大きな要因の一つとして、全体の調定額に占める滞納繰越分の割合、これが平成21年度末では全体の4割に及んでいると、高いという点が考えられるというふうに考えております。

収納率向上対策としては、今年度から徴収職員を地区担当制にしたというようなことと、あわせて休日納税相談を開催する、そういうことで現年度未納者への早期対処を図って、新規の滞納者を抑制するというようなことで、より多くの滞納者にきめ細かな納税相談に努めていくというようなところでございます。

そういう中で、預貯金、それから不動産等の財産があっけて納税に応じていただけない滞納者に対しては、厳正に財産の差し押さえをするというような方針でございます。

今後の収納率の見通しでございますけれども、

昨日、高久議員にお答えしたとおり、本年1月末で前年度同期と比較しますと4.66ポイントほど向上しております。行革プランで考えております目標値83.35%には達するというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 私のほうからとについてお答えします。

まず、収納率が低いにもかかわらず赤字とならなかった理由については何かについてです。現在の国民健康保険税は、平成17年の合併に伴い、国民健康保険の財政運営が健全に行えるよう税率改正を行ったものです。その結果、平成17年度以降、歳入が歳出を上回ることができました。加えて、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、前期高齢者交付金という新たな歳入が見込めるようになったことから、さらに歳入が歳出を上回るようになりました。

次に、収納率の低迷により受け取れない調整交付金の最大額との差はどれくらいになるかについてのご質問ですが、平成21年度の普通調整交付金においては、6,381万1,000円の減額となっております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 昨日の高久議員のお話をお伺いして、本当に困っている人には手厚い保護が必要ではないかというふうには思いましたが、公平・公正という点からするとどうなのかなというところが、きのう伺っていてちょっと疑問に思ったわけですが、滞納している人に対して、ある程度もういいよと、ここは仕方ないんじゃないかというような判断をしている部署はありますか、また、そういった判断をされているのであれば、その人たちはどのような考え方でされているのかお

聞かせ願えますか。

議長（君島一郎君） 鈴木伸彦君、これにつきましては、現在、質問が国民健康保険税ということなので、国民健康保険税の部分に限ってということによろしいんでしょうか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 国民健康保険税に限ってということではなくて、私のほうでお答えできるのは、税を滞納している方についてのことでお答えしたいというふうに思いますが、基本的には財産があるかどうかというのをしっかり調査をさせていただいて、担税力があるという形になれば執行停止という形の中で5年を経過する前に、3年であるとかそういう形で、全く入ってくる見込みがないという形になれば即時欠損というのもございますけれども、3年、5年という中でしっかりと納税相談をしながら、納税計画をつくっていただいて納めていただくというような方策をしております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 要は、私は市の担当部署を信頼しています。ですから、本当に困っている人には優しい対応をしているんだと。で、そうではない人に対しては厳しい対応をとるというふうにやっているんだと思いますので、そういった観点からも、何でこれほど収納率が悪いのかなということについては、やはり改善をしていただきたいというふうに思います。困っている人には、そのところについては表に出てこないもので、個人情報等もあるので判断できないので、そこについては控えたいと思います。

それから、赤字にならなかった理由というのは、当初予算が赤字にならないということで、ある程

度税率を上げてあったと、その分が下げることができるといふのと、後期高齢者の10億ですか、額があるということで当分、また数年後にはどうなるかわからないでしょうが、しばらくの間は下げられるということだと思いますので、これは新聞等にもありましたので理解いたします。

お金を集めるというのは大変だと思いますが、職員の皆さんは逆に市民のことを考えながらも努力していただけるよう、私からもよろしく願いいたします。

4番に移ります。

防犯灯のLED化について。

科学技術の発達によるLED（発光ダイオード）は、製品寿命が長いことから、さまざまな場所で利用が図られております。その特性を生かし、地域の防犯対策において重要な役割を果たしている防犯灯へ利用できないか伺うものです。

防犯灯をLED化した場合のメリット、デメリットはどのようなものが考えられるか伺います。

LED化を推進していく場合の問題点はどこにあるかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 防犯灯のLED化についてのご質問2点、順次お答えをいたします。

の防犯灯をLED化した場合のメリット、デメリットについてであります。メリットは通常の蛍光灯と比較すると寿命が長く、同じ明るさを確保する場合でも消費電力が少ないため、二酸化炭素の削減や省エネとなり、環境に優しい面が上げられます。

デメリットと思われることは、最近商品開発や価格競争で価格が下がってきたということですが、蛍光灯に比べまだまだ高価であるということと、光が一方方向にしかないという

ことで、全体に照らすことができないと。また、新聞等の情報によりますと、直管蛍光灯型のLED照明の品質にばらつきがあるとされていることが上げられます。

次に、のLED化を推進していく場合の問題点についてであります。ただいま述べましたように、価格の面や品質面でさらに充実が図れるかが推進上の課題と考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今、大体おっしゃっていただいたようなメリットやデメリットがあるというのは私も存じて質問はさせていただいています。

実際、それでも全国的には横浜市、群馬県の太田市、それから丸亀市などはもう実施しているところ、それから実施しようとしているところがございます。

LED化でそのほかでもいいところ、15年サイクルで考えると、寿命からするとうまいければLEDは15年もつ、設計どおりであれば15年もつだろうと言われております。そうすると、普通の蛍光灯ですと2年なんですね。そうすると、15年間に普通の蛍光灯は7回取りかえなければいけない。私は産廃のことについて気になるんですけども、1回捨てればいいものが、片方は7本捨てなければいけないなどというようなメリットがありますし、当然二酸化炭素の面もあります。

ですから、メリット、デメリットを相殺すると、メリットのほうが多いのではないかと考えております。昨日ちょっと私が経済比較したものを担当部署のほうにお持ちしたんですが、あれについてちょっと何かご意見があったらば、それを見ての意見は何かありますでしょうか。

議長（君島一郎君） 鈴木伸彦君に申します。

議会の場合、届け出ではなくて、言葉で表現を

していただいて、それで答弁をいただくようお願いをしたいと思います。ほかに聞いている方は、全然何のことかわかりませんので。

2番（鈴木伸彦君） そうですね、LEDというものは、初期投資で機械が1万8,000円、ほかのものは四、五千円ですかね、つけかえが1回につき4,000円ぐらいかかるんですが、それを15年で計算すると、4年でもとがとれるんですね。そこから先は利益になりまして、那須塩原市には補助金を出している蛍光灯の本数が7,242本あります。これをLEDにすると、約15年間でですけれども、2億円という経済効果が出るというふうになっていますが、その辺どういうふうにお考えになるか、最後にひとつお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほども申し上げましたが、環境面、電気料等のメリットにつきましては、先ほど申し上げましたとおりですが、そういったメリットがあるということでありますけれども、まだ問題点もあるということを述べました。

また、さらに今、議員触れました防犯灯、現在7,242基ということで、それぞれ維持管理に対する自治会に対して補助金を、あるいは設置に対して補助金ということでお出ししております。そういった点から、財政面の部分も含めまして、今後十分検証し、研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

まだ品物が確かに商品として安定的なものではないということはあると思いますが、今後とも検討していただければと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊地弘明君

議長（君島一郎君） 次に、29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 市政一般質問を行います。

1、観光行政について。

国土交通省観光庁作成の「観光立国推進基本計画」で示された、国民の国内観光旅行による1人当たり宿泊数を平成22年度までに年間4泊にするという目標は、残念ながら到底実現されそうにありません。塩原温泉の宿泊客数は、1991年の146万人をピークに2009年には86万人まで落ち込んでおります。

そこで、今後の観光行政についてお伺いいたします。

塩原温泉観光協会では、温泉の活性化につながる新規事業としてガイド組織を設立したと聞いておりますが、この概要についてお伺いいたします。

市としては、ガイド組織に対し、どのような支援や協力をしていくのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 29番、菊地弘明議員の市政一般質問にお答えをいたします。

観光行政についてであります、のガイド組織の概要についてお答えをいたします。

塩原温泉観光協会では、塩原温泉の地域資源の掘り起こしと観光案内活動等を行うことにより、地域住民と観光客との交流を図り、塩原温泉の観光及び地域振興に寄与することを目的といたしまして、ガイド組織「塩原温泉まちめぐり案内人」を設立いたしました。

この組織の構成は、塩原温泉観光マイスターの認定を受けたボランティア会員20人と「伝える人養成講座」修了者のガイドの会員15人で、業務として観光案内、塩原温泉まちめぐりツアーの受け付け、ガイド会員が案内するまちめぐりツアーなどを行います。

この人たちの活動の中心となるまちめぐりツアーは、塩原温泉まちめぐり案内所を拠点としまして、レギュラーコースとロングコースがあります。参加者は有料で、レギュラーコースは、3月から11月までの土曜・日曜日の午前と午後各1回実施、ロングコースは、オプションのコースで5月から11月までの第4日曜日に1日1回実施することとなっております。

次に、のガイドの組織に対する市の支援や協力についてお答えをいたします。

この組織の活動拠点となる塩原温泉まちめぐり案内所での観光案内やまちめぐりツアー受け付け等を行う職員は、緊急雇用創出事業を活用し、雇用されることとなっております。

また、ガイド組織の運営委員会に市も構成メンバーとなっておりますので、事業運営にも協力をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 答弁、大変ありがとうございました。

初めに、宿泊客が60万人くらい減っているということでございますので、その減っている原因等について、初めにちょっとお伺いしておきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 宿泊客の減少の原因ということですが、宿泊客の減少につきましては、塩原温泉に限らず全国的な傾向ということで、第1には旅行スタイルの変化といえますか、大型バスでの旅行、社内旅行的な意味合いでの大人数での旅行が少なくなりまして、少人数による旅行に変わってきているということと、やはり趣味の多様化といえますか、温泉街あるいはレジャー施設の多いところを選ぶ観光客も多いということで、かなり分散しているといった状況もございます。こういった中で、宿泊客の減少が起きているということと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 国の観光の状況というのを見ますと、やはり宿泊客を年4泊にするということでございますけれども、現在は国民1人当たりの国内の観光旅行回数は1.55回、宿泊数は2.44泊というふうなデータが出ております。

そういう中におきまして、やはり宿泊客が減っているというのは、経済的な理由とか休暇が減ってとか、そういう理由も出されております。

実は、先日、塩原の観光協会会長さんとお話をする機会がございまして、このことを聞いてみました。そのお話ですと、旅館・ホテルが少なくなっている。また、部屋数も昔に比較して少なくな

っていると。また、お客さんは客2人というのが圧倒的に多いんだというようなことをおっしゃってありました。そういうようなことでもって、この宿泊客が減っているんだというふうに私自身は感じておりますし、また今、部長さんがおっしゃったようなことももちろん原因の一つになっているというふうには感じております。

そういう中におきまして、ガイド組織、市長からご答弁がありまして、今、内容はわかったわけでございます。そういう中で はわかりました。

の支援とか協力というようなことも、運営委員会に入るとか、そういうようなことで積極的に支援していくんだというお話で、塩原温泉にとっては大変ありがたいことだなというふうに思っておりますけれども、今後のPRとしてはどのようなことを考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今後のPRということですが、3月5日に第1回ということでは12人が参加をして開かれたということで、新聞等にも取り上げられているということで、参加者のお話を聞きますと、好評だということでございますので、今後、このまちめぐりツアーが塩原の観光客誘客に大きな役割を果たしていくものと考えております。

こういった中で今後継続して開催されるということでございますので、市としてもそういった情報を市のホームページ等でも積極的にPRしていく、もちろん塩原の観光協会でもホームページを持っておりますので、そういった中でもPRはされると思いますけれども、市もホームページ等がかかりながらPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ぜひともそういうことでお願いをしたいというふうに思っております。

3月5日に初めてやったというようなことで新聞報道にもございましたけれども、その新聞記事によりますと、参加した1人の方は、「あっという間の2時間。塩原の奥深さを体感できた。温泉に入って帰ります」というコメントが載ってありました。

そういう中におきまして、参加者には塩原温泉入浴料の半額券を出すんだというようなことでございますけれども、塩原は温泉地でございます。その温泉と新聞なんかを見ますと食を合わせたものを企画したほうがいいのではないのかなというように書いてありましたけれども、これらの点についてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今回開催されましたまちめぐりツアーにつきましては、協賛店という形で議員おっしゃいましたように日帰り入浴券が配られて、半額で入浴できるといったサービス、こういった入浴施設が17店ということでございます。

あと、飲食等の割引や食膳サービスを受けられる飲食店等が26店ということで、43店が協賛店としてこのまちめぐりツアーと一緒にやっていくということでございますので、今後の部分で十分PR、さらに活性化につながっていくものと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 43店が協賛店で行っているというようなことなので、非常に安心もしましたし、大いに今後、そういう店と協力をして、ぜ

ひとと活性化のために頑張っていたきたいというふうに思っております。

今の温泉ということを行いましたけれども、過日の新聞によりますと、源泉かけ流しですか、これの奥塩原源泉かけ流しの会なんていうものも設立をされているというようなことで、非常にいろいろな湯を堪能できるのは塩原温泉だけだというような田代会長のお話でございました。

これを見ますと、湯っ歩の里では足湯というように、いろいろな石が置いてありまして、それによって健康に配慮した施設なのかなということも考えられますし、また、澄んだ湯、濁った湯というようなことでいろいろな温泉があるというようなことで、今後とも大いにこれらをPRして、そして、先ほどもお話ししましたけれども、塩原には食の材料も乳製品のほか高原ダイコンやホウレンソウ、こんにゃく、温泉納豆などがあると。ぜひともこういうようなことから、歴史、文学、温泉などを効果的にアピールして、食のブランド品をつくれれば、地域の人も集まってくる、そういう魅力が塩原温泉にはいっぱいあるというふうに書かれておりますので、ぜひともそういうようなことで推し進めていっていただきたいというふうに思っております。

最後に、実は塩原温泉のまちづくりという、温泉の活性化のためのまちづくりというのを市のほうではどのように考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 塩原温泉のまちづくりというご質問でございます。

現在、塩原温泉の活性化を目指しまして、塩原温泉活性化推進協議会ということで地元の方、あるいはJRとか、そういった方を含めて検討をし

ております。

こういった中で食の材料と、食に関する部分が出てきましたけれども、食につきましても、地産地消も含めまして、塩原温泉旅館で使っていただけるような地元産野菜を使った料理をこの協議会の中でも検討していくという方向でございますし、先ほど出ましたまちめぐりツアーにつきましても、温活の事業の中で検証してきた結果として、このまちめぐりツアーが実現したということでございます。

今後も協議会のそういった検討・実証等を踏まえまして、まちづくりを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） また、田代会長の言になるわけでございますけれども、やはりまちづくりについては、住んでいる人が歩きたくなるまちをつくりたいんだと。そして、歩ける温泉街、また公共機関のことも出たんですけども、実は新湯へ行くバスがないんだと。ですから、自家用車でしか行けないので、そういうところにも交通網の整備というものを考えてはいただけないかというようにお話がございました。ぜひともそういうことまであわせて検討して、塩原温泉の活性化のために頑張っていたきたいということをお願いして、1番の質問は終わります。

次に、2番、空き店舗対策について。

商店街に空き店舗が出れば、そこは閉ざされ、照明も当たらず暗い雰囲気になり、「この商店街は暗い」というイメージができ、地域全体に負の連鎖が起こるのではないかと。

そこで、お伺いいたします。

黒磯駅前活性化委員会などは、黒磯地区車座談議と協力して頑張っているようでございますが、

まだまだ市内の空き店舗は減らない。空き店舗解消のため、どのような施策を考えられているのか。

また、他の自治体での有効な施策例があればお聞かせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 空き店舗対策についてお答え申し上げます。

空き店舗解消のためどのような施策を考えているか、また他の自治体での有効な施策例についてお答えいたします。

商店街の衰退には、長引く景気低迷、大型店の郊外への進出や永住者の減少、高齢化などの商店街を取り巻く環境の変化が大きな要因とされております。

市の商業政策としては、中小企業融資事業、イベント支援などのソフト事業や西那須野地区、塩原地区の都市再生整備計画に基づくハード事業などを行ってきました。

これらの事業実施に当たりましては、行政による活性化策や地元の要望を踏まえ、時宜を得た事業を選択し、地元と協力しながら実施したところでございます。

今後は、中小企業融資事業を拡大するなど、さらに使いやすい制度とすることで、商店などの中小企業を支援するとともに、地元ともよく話し合いながら商店街の活性化に向けた取り組みを支援し、推進していきたいと考えております。

次に、他の自治体での有効な施策例として、市民のアイデアを事業に反映させている静岡県掛川市のTMO「かけがわ街づくり株式会社」や創業希望者に実験的に入ってもらい、TMOで空き店舗開業を支援している香川県丸亀市の「丸亀TMO」の取り組みなどの成功例があると聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この空き店舗につきましては、1番で質問いたしましたガイド組織も空き店舗を利用しているんだというような記事が載っております。

そういうようなことで、私はこの空き店舗につきましては、黒磯駅前ということではなくて、那須塩原市内の、要するに例えばの話、活性化委員会等ができていない地域での空き店舗対策というのはどのように考えていらっしゃるのか。その点について初めにお聞きしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 黒磯駅前に限らず、市内全域の空き店舗対策ということでございますが、それぞれ商店街がございますので、商店街の中でいろいろ検討はされているということだと思いますし、市のほうとしましても、先ほどお答えしましたように、イベント等に対する支援等を行いまして、活性化につなげていただきたいということで、いろいろな施策を行ってきたという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この空き店舗につきましては、やはり周りの店とマッチしたようなお店が入らなければいけないのではないのかと私自身は思っているんですけども、その辺のところはどんな職業でも空き店舗に入りたいといったときには入ってしまうのかどうか、その辺の市のほうのお考えをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 空き店舗に入る店

舗ということでございますけれども、たまたま県が21年7月に調査をいたしました。商店街実態調査ということでございますが、空き店舗の活用意向がある商店街における活用方法ということでございますが、この中で一番多かったのが、必要業種の誘致というものが一番高い数字を示しております、これに続きまして、コミュニティー施設とか、地場産品などのアンテナショップ、ギャラリー、あるいは新規開業者向けの貸し店舗などが続いているという状況でございます。

こういった調査からうかがえることは、単に空き店舗を貸すということではなくて、商店街が必要としている業種に入っていたきたいというような意向があるというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 確かに必要業種といいますが、そういうものが入ることによって私は商店街が形成されていくのではないかとこのように思っております。市の考え方がそういうことであれば、本当によかったなというふうに思っております。

そういう中におきまして、黒磯駅前の活性化委員会等は本当に頑張っているわけでございまして、ただ私がいつも残念に思っておりますのは、やはり夜の6時、7時になりますと、みんなお店が閉まってしまうと、商店街が開いていないと。やはりその辺の開店の時間ですか、開いている時間というのいろいろ考えて今後やっていただいたほうがいいのではないかとこのように思っておりますので、ぜひとも何かの機会にはそういうことでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

そういう中におきまして、他市の例というようなことで掛川市と丸亀市のお話が出たわけでござ

います。それらの市の取り組んでいる事柄については、参考にしたり検討したり、また商店街あるいは商工会等とそのような情報を流して、話し合いをしているのかどうか、またそれらを取り入れる際の検討などはしているのかどうか、それらの点についてちょっとお尋ねします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 商店街の活性化につきましては、きのうも黒磯駅前の活性化につきましてご質問をいただいております。そういった中で黒磯駅前活性化推進の懇談会というものを設けて検討を始めたということでございます。

そういった中で、こういった先進事例といえますか、成功例といえますか、そういったものもその話し合いのテーマにしながらかの活性化をどのように進めていくかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 1つだけちょっと空き店舗の活用についてお話をさせていただきたいと思っております。

大阪府の枚方市のNPO法人「ふれあいネットひらかた」では、商店街の空き店舗を使って、小学生を主な対象とした料理教室を開いていると。週末や夏休み、冬休みなどにさまざまな家庭の子どもが年齢の異なる子どもと一緒に商店街での買い物から後片づけまでこなすと。空き店舗対策と食育のいい例として非常にほかの市からも研修があるというような新聞報道がございます。

内容についてちょっとお話をさせていただきまして、午前10時に「食育ステーションまきの」というところに集まって、専属の栄養士がつくった献立レシピをもとに子どもたちは買い物の計画を

立てる。参加費は1日で2,000円。また、大人の人からの助言も受けつつ、子どもたち自身で昼食をつくり上げると。だしのとり方や魚のさばき方も体験していく。帰る前に食べるおやつもつくる。食後には仲間との会話に花を咲かせたり宿題をこなしたり、この間に配ぜんの作法、はしの望ましい持ち方なども学んでいる。共働きの家庭の子どもが充実した休日を通り越せるようにと、学童保育の機能を持たせることもねらっていると、こういう報道があるわけでごさいます、このNPO法人は、学校や保育所とも連携をしていると。PTA活動の一環として、この理事長らには声がかかり、料理教室の指導に当たったり、紙芝居や絵本を使った食育教室を開いたりしていると。

これは一例でごさいますけれども、これについてのご感想をちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 空き店舗の活用例として大阪の枚方市の話が出ました。先ほど県の調査によりまして、やはり2番目に高いのがコミュニティ施設ということで、中身を見ますと保育サービスとかそういったものが出ております。こういった中でございますので、先ほど申し上げました懇談会等でもその辺の成功例と申ひますが、活用方法につきましても検討材料としまして検討させていただきますと思ひます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ぜひとも空き店舗対策は非常に大変とは思ひますけれども、担当課としてご指導、ご助言をして頑張って申ひたいと思ひます。

次に、3の教育行政についてお尋ねをいたしま

す。

ゆとり教育による学力低下が問題になり、さまざまな改革が行われております。小学校で4月から完全実施される新学習指導要領については、既に時間増に配慮した授業を先行的に行ひ、万全の体制で進められていると聞いております。しかし、不況や離婚増に伴って、家庭教育に割ける労力の乏しい家庭がふえ、余裕のある階層とそうでない階層の子どもの学力面、発達面での格差拡大が心配であります。

そこで、以下3点について教育委員会の考えをお伺ひいたします。

今まで以上に家庭教育の充実が必要と思ひますが、その対策について、どのような取り組みを考えているのかお伺ひをいたします。

親が子に対して家庭内で行う家庭教育以外にも、次世代育成能力と呼ばれる子どもを育てる親の能力そのものの向上も必要と思われる。その必要性についてはどのように考えているのかお伺ひいたします。

平成26年度までに塩原小学校・塩原中学校を一貫校とする予定と思ひます。一貫校については、具体的で明確なイメージを示して、幅広い論議が必要と思ひます。一貫校となった場合と一貫校でない小中学校とどのような違いが生まれるのか、またそのメリットは何か、デメリットはないのかお伺ひをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの教育行政についてお答えいたします。

の家庭教育の充実への取り組みと子どもを育てる能力そのものの向上の必要性については、関連がありますのでお答えをいたします。

本市では、次代を担う子どもたちの健全育成を

目指し、小中学生の保護者を対象とした各種家庭教育講座を実施して、親子の触れ合いの機会や子育てに関する学習の機会の充実に努めています。

また、子どもを育てる親の能力の向上につきましても、就学児健康診断時を活用した親学習を実施し、親同士の話し合いを通した子育てに関する気づきや仲間づくりのためのきっかけとなるように努めております。

次に、の小中一貫校についてのご質問にお答えいたします。

本市は、これまでに小中学校のスムーズな接続を図る小中連携教育の研究を進めてまいりました。この研究を踏まえて、小中学校の連続を図る小中一貫教育を全小中学校で進めていく予定でございます。

小中一貫校は、一般的には同一敷地内に小中学校の校舎を設置する施設一体型と、一定区域の小中学校を1つのグループとする施設分離型があります。本市においては、特に施設一体型として整備を予定している塩原小中学校の形態を小中一貫校と呼ぶようにします。

小中一貫教育は、従来の小中学校と違って、義務教育9年間を見通した教育目標、または育てたい子ども像を設定し、その実現に向けて一貫性のある指導や児童生徒の発達の段階に応じた指導を意図的・計画的に進めます。

小中一貫教育のメリットとしましては、小中教員の協力体制での授業改善による学力の向上、学年を超えた集団による体験活動を通した豊かな心や社会力の育成、特色ある学校づくりの推進による地域の教育力の充実、中1ギャップの緩和による不登校児童生徒の減少などが考えられます。

一方、デメリットとしましては、先進校の取り組み事例では、環境が変わらないことによる意欲の停滞感等が主な課題として上げられております。

今後も先進校の取り組みについて情報収集しながら、那須塩原市の小中一貫教育に向けて研究を進めていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、再質問をさせていただきます。

再質問の前に、稲村小の木下圭子先生が平成22年度文部科学大臣優秀教員表彰を受けたという記事が載っておりましたので、お知らせをしておきます。

それから、ただいまの答弁は教育行政の生涯学習課、社会教育関連となっておりますけれども、私はこの家庭教育というのは家庭学習というふうなことで質問をさせていただきたいと思っておりましたので、再度、大変申しわけございませんけれども、家庭学習の充実のための対策と、それから子どもを育てる親の家庭学習についての対策というものはどのように考えているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 家庭学習の充実を図るためにということでは本市はどのようにというご質問でございますが、まず、学校教育法第30条の第2項の中では、学力の三要素の一つに、主体的に学習に取り組む態度が示されており、この育成のためには、授業の工夫により学習意欲の向上を図るとともに、家庭学習の充実が大きな役割を担っていると、こんなふうに定義されておりますが、本市は、今年度市内小中学校の各家庭に学校を通して家庭学習の奨励と啓発のために、リーフレットとしまして「那須塩原っ子の家庭学習」なるものを作成しまして配布したところでございます。

各学校でも、家庭学習に関する指導のための資

料を工夫し活用しておりますので、市で作成・配付したこのリーフレットと栃木県教育委員会が作成・配布した「家庭学習のすすめ」というリーフレットがありますが、これをあわせて児童生徒に対する指導、家庭に対する啓発が図られるように各種会議や研修会、学校訪問を通して各学校への指導・助言を行っております。

ちなみに、那須塩原っ子の家庭学習というタイトルの「なすしおばらっ子」というのを利用しまして、児童生徒用では「な」に関しましては、ながら勉強はしない、「す」すぐに始める、「し」宿題は必ずする、「お」おうちで読書、「ば」ばっちり学習、「ら」ライバルは自分ということで、「なすしおばら」をかけてこんな言葉にしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 家庭学習についても、本当に万全の体制で施策を行っているというようなことを教育長からお聞きしまして、大変安心をしたところでございます。

そういう中におきまして、やはり新学習指導要領の実施に伴う時間増というようなことで、非常に授業する時間がふえていると。そういう中において先行的に当市においては行っているというようなことで、それはわかっているわけでございますけれども、やはりこれに伴って、家庭においてもそういう学習をしなければ勉強についていけないというようなことではないかというふうに思っておるわけでございます。

そういう中において、やはり親の学習も必要なのではないかと。一例を挙げますと、モンスターペアレントとかという言葉も出てきているような昨今でございますけれども、やはり当市においても、このモンスターペアレントという事例がある

のかどうかということをお尋ねしておきたいと思っております。

あと、この時間増に対する教員の増というような要望が栃木県に出ていると。要するに栃木県の小学校長会、中学校長会、それから公立小中学校教頭会からも何かこの時間増に応じた教師の増というものが出ているというようなことなので、やはり先生方も時間の増というものは非常に感じているのではないかなというふうに思っておりますので、その点もあわせてちょっとお答えを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 家庭学習に対する親のということでございますが、これには非常に難しさを感じているところでございまして、市のPTA協議会とか、PTAと連携しながら各学校では教育講演会等、またはもっと小さくして学校単独の講演会等を開催しているところでございます。

そういう中で、モンスターペアレントがあるかどうかということでございますが、モンスターペアレントの定義はございませんが、各学校で苦慮しているというのは一、二例、以前から報告されておまして、これに関しましては、学校の負担を軽減させるために、それから管理・監督であります教育委員会も、積極的にそこに関与しながら、解決に一応努力はするという形で今は取り組んでいるところでございます。

また、小学校の時数の増に関しまして、教員の増員という要望なんです、これは校長会、教頭会、それから教職員協議会等団体のほうからも、県教委に対しては要望がありますけれども、今のところ県教委の判断待ちということでございますが、以前と同じように今まで正規の定数配置のほかにTT、いわゆるティームティーチングで授業

を行うとか、それから特別な配慮を要する生徒指導、児童指導に関する増員とか、こういうふうなものは例年どおり位置づけてもらっているところでございますが、今、結果待ちに関しましては、1年生、2年生、小学校のワンツープロジェクトの1年生の分が定数改善のために35人学級の関係で結果待ちというふうなことがございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 親の家庭における学習も必要ではないかというようなことで、モニターペアレントというようなことで質問したわけでございますけれども、実は先日テレビを見ておまして、モニターペアレントの一例が子どもたちの写真を学校の先生が撮って、それが親のところへ渡ったところ、その親の子どもさんが背が低かったんですけれども、何か背の高い子どもさんと一緒に並んで写真を撮ったと。何でうちの子どもをその隣で撮ったんだというような、そういうクレームがあったんだというようなテレビ報道がございました。

ですから、ほんのちょっとしたことで教育委員会なりまた学校にそういうクレームがつくというようなことは非常に大変だなというふうに思ったわけございまして、そういう中でちょっと1点だけお尋ねしておきますけれども、「那須塩原っ子の家庭学習」というリーフレットを配っているんだと。その中には保護者に対する家庭学習等について記載がされているのかどうか、その点についてお尋ねをしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） このリーフレットは、あくまでも子どもの学習状況でございますので、親が見てアドバイスができるという方法をとってお

ります。その点で授業の仕方を簡略化して、要点だけを載せるという形でございますので、それを家庭で一つの話題として提供したいという形が趣旨でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このリーフレットは子どものためというようなことでございますけれども、埼玉県越谷の市立荻島小学校というところでは、指導要領に対応したシラバス、大まかな授業計画というものを作成しているんだと。何でそれを作成しているのかといいますと、これは小学校なんですけれども、やはり下校も早い、そのため家庭で過ごす時間の割合は大きくて、家庭学習に充てられる時間も多いと考えたので、この子どもたちの家庭学習を充実させるため、シラバスを作成したというふうに書いてあります。このシラバスは保護者向けであると。家庭学習を充実させるためにつくられているんだと。

内容的にちょっとお話ししますと、新入生の保護者に対して子育ての悩みを解消するための地域アドバイザーを各学級に配置しており、家庭での教育力アップがねらいで、それと同時に家庭との連携を深めながら家庭学習の充実を図ることを目的としておると。新学習指導要領に対応したシラバスを全学年で1冊の冊子にし、6年間を通して使用できるものにしていくというような内容でございます。

ぜひとも検討していただくことがいいかと思えますけれども、教育長のご見解をお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） シラバスの説明をしなかったものですから、シラバスとは、日本では講義・授業の大まかな学習計画のこと。主に児童生徒、学生、進学希望者及びその保護者らに講義・授業の内容、学習計画を周知させる目的で作成される、そういうことであります。すみません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの越谷の例を説明いただきましたので、非常に効果的な方法の一つかと、そんなふうに思っております。

ただ、那須塩原市としましては、先ほど申しましたように「那須塩原っ子の家庭学習」というリーフレットを保護者向けにも出しておりますので、いわゆる情報の過多にならないように、今後の研究課題としていきたいと、こんなふうに思っているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 以上で、は終了いたします。

の平成26年度までに云々ということですが、これについても、適正配置基本計画によりますと、小中連携をさらに推進するために地域の特性、実態等を考慮した上で小中一貫教育を導入するというふうに書いてございます。また、きのうの高久議員の小中一貫教育についてもご答弁があったわけでございまして、この地域の特性、実態等を考慮した上でというようなことは

どのようなことを指しているのか、まずちょっとお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 地域の特性とか実態とかというふうなところが考慮になるわけですが、塩原の小中学校を小中一貫校というふうに限定したところは、あそこの交通手段とか1つ途中、塩原の温泉街と平場のほうとの距離的な問題、それから温泉街の特有の特性を持っておりということ、そして児童数、生徒数の減少というふうなこと、それから地域の活性化ということをとらえた中で小中一貫校ということで塩原に限定したところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 小中一貫教育とはということですが、児童生徒、教員の交流の充実を図り、知・徳・体のバランスのとれた教育の実現を目指す。小中学校が同じ資料を使い、授業をすることにより、子どもの実態をより詳しく中学校に伝えられるようになり、児童生徒の自己肯定感を高めることに影響しているというふうに書いてあるものもございしますが、この辺のことについてはいかがでしょうか。先ほどの教育長の答弁の中にもこれに似たようなお答えはあったわけですが、再度お尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 私どもでは、ことしまで小中連携教育等推進事業ということでやっておりましたので、小中一貫教育の前段階というふうには私どもはとらえております。義務教育9年間を通して学習面と生活面で小中学校が同一歩調で指導すべき指導事項、また発達段階に応じた指導事項

を設定して、児童生徒への指導法の研究ということで当たってきたわけですが、小中一貫教育に進みますと、連携教育を一步進めまして、小中一貫カリキュラムの作成を考えているというところでございます。

具体的には、各中学校区の実態に応じたカリキュラムといたしましては、特定の教科と領域に絞ったもの、例えば総合的な学習の時間や道徳の時間等の小中の連続性を図るカリキュラム、また、市全体として同じ歩調で進める一貫教育カリキュラムとしては、現在進めている、よりよい学校生活と友達づくりアンケート、つまりハイパーQUでございますが、それを活用した研究を体系化し、よりよい人間関係づくりのプログラムというようなものを今後さらにこれを進めていく。さらに中学校の英語教育と連続を図る小学校4年生からの英語教育プログラムなど、さまざまところで一貫的に連携をとるというふうなところができるということで、今後そういうことを主題にしながら研究を進めていくというところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） あと1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、小中一貫教育を行っているということは、今後例えばの話、どこの地域でも、那須塩原市の地域のことなんですけれども、小中一貫校となるときはスムーズに移行できるというようなことでなされているのかどうか、その点をちょっとお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 小中一貫教育というふうなものは、那須塩原市全体の基本方針ということでとらえておりますので、それを実施する形態が併設型と連携型、地域ブロックの中で例えば大規模校の中学校に大規模小学校が連結するという、

そういう中学校区の連携型、それから先ほど申しましたように、塩原のように特定地域の中の併設型の一貫教育というふうな形と2通り分かれませんが、小中一貫教育という理念は全市で共通に持つというところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ただいま教育長から答弁がありましたように、9年間を見通した研究実践を積み上げ、特に各教科・領域でチームを組み、指導方法の共通化を図っているというようなことで進めているということでございますので、26年に塩原の小中一貫校を行うというようなことでございますので、ぜひともいい一貫教育の学校ができるようにご期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、29番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

眞壁俊郎君

議長（君島一郎君） 次に、11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 皆様、こんにちは。

ちょっと予定した時間よりちょっと早くなりました。那須塩原市のためにしっかり質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっとおもしろい時評がありましたので、少し朗読させていただきます。

東京が劇場化している。

すべてがマスメディアに直ちに報道され、その結果、だれかが責任をとるのが論議される。政治も劇場化している。このため、政治家として生きられるかどうかは、政策のよしあしではなく、いかにパフォーマンスがうまいかにかかってくる。

東京が劇場化した最大の原因は、マスメディアの異常な発達である。日本の首都東京が劇場化したため、物事を決定する上で上っ面のパフォーマンスが大きな役割を果たし、本質的な部分がなおざりにされる社会が現出した。

人の生命を維持するための本質的な部分さえなおざりにされ始めている。人の生命を守るための本質的な部分がなおざりにされているのであるから、人間以外の生物の命を守る事柄に目が十分に行き届かないのは当然である。それは、文明の末期に引き起こされる劇場化現象の一つである。

人々は、劇場の中でパフォーマンスに明け暮れ、他者の命や人間以外の生けるとしている生き物の命を守る、心のゆとりを失い始めている。

同じことは、帝政末期のローマでも引き起こされていた。北方からゲルマン民族を初め、大民族移動の嵐がひたひたと押し寄せているのにもかかわらず、ローマ皇帝にとってはいかにローマの民衆を感動させ、熱狂させるパフォーマンスをうまく演じるかが最大の課題であった。そうしなければ、みずからの権力の座を維持できなかったのである。

日本でも今、西南諸島では中国の、北方領土ではロシアの脅威がひたひたと押し寄せ、国民の命が危機にさらされているにもかかわらず、政治家はそれに目を向けることができず、みずからの権力の座を維持するために、日夜きゅうきゅうとしなければならない。そして、劇場化する東京では、情報の漏えいが顕著である。マスメディアは少しでも真新しい情報を取得し、それをおもしろおかしく仕立て上げなければ、大衆の関心を引けない。人間が生きる上で大切な倫理や道徳、さらには他者の心や慈悲の心に立脚した行為の重要性が見えなくなり始めている。

これに対し、地方には上っ面のパフォーマンス

ではなく、まだまだ本質を大切にしている。地方自治体の首長の中には、本当に実力のある人々がいる。ギリシャのアテネにかわって新たな時代を創造したのが北方のマケドニア出身のアレクサンダー大王であったように、いつの時代にも疲弊した中央は、地方の英雄に取ってかわられる。東京に取ってかわり、地方が台頭する時代は間近に来ているように感じられる。地方に生きる人々は人を信じ、自然を信じる心をまだ持っている。

2010年に国際環境報告学会を開催したとき、参加者を京都市の郊外の農村に連れていった。外国人が驚いたのは、お百姓が残った大根や白菜を売る100円ショップだった。だれが見ているわけでもない。ちゃんと100円を入れて大根1本を買っていく女性の姿に皆が感動していた。「自分の国だったら10分もしないうちに一銭のお金も入れないでなくなってしまうだろう。日本は夢の国だ」と言っていた。

農山漁村に暮らす日本人の倫理観や道徳観は、世界一気高いものなのだ。縄文時代以来、日本人が日本列島の風土との関係の中で構築してきた心は、世界のどの国よりも精神的に高みにある。明治以降、私たちは欧米の物質エネルギー文明に幻惑され、その精神の高みを見失ってしまった。しかし、その心の気高さは、地方の農山漁村においてまだ残っている。その精神の高みに立脚した新たな文明を創造し、生命文明の時代を構築していくことが必要なのであるということであります。少しこれからの那須塩原市にとってよくなればと思ひ、言わせていただきました。

それでは、早速、質問に入っていきたいと思ひます。

私の質問は、一昨日の代表質問とほぼ一致しておりますので、お答えのほうは多分、一昨日の代

表質問でお答えをしましたというような答えが多いかと思いますが、ぜひ易しく丁寧に答弁をいただきたいと思います。

まず、1番、市政運営方針について。

那須塩原市は、ことしで合併7年目を迎え、栗川市長の最重点課題の新市としての一体感の醸成が図られ、今後、恵まれた地域特性を生かした産業の振興、地域の活性化や後期基本計画の作成、協働のまちづくりによる地域力のアップを図り、自慢できるふるさと那須塩原市づくりに取り組むとのことであります。躍進する那須塩原の将来を期待し伺うものです。

合併の効果と課題についてはどのように考えるか。

農観商工連携により産業の活性化、市のイメージアップに努めているが、現状と課題についてどのように考えるか。

総合計画後期基本計画の策定状況はどのようなになっているか。

協働のまちづくり指針の策定状況はどのようなになっているか。

ふるさとづくりに取り組むとありますが、どのようなことを考えているか。

以上、1回目の質問とします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 11番、眞壁俊郎議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の市政運営方針について、5点ほどありますが、順次お答えをいたします。

の合併の効果と課題についてお答えをいたします。

平成17年1月1日に旧1市2町が合併をいたし、那須塩原市が誕生してから6年が経過をいたしま

したが、その間、新市としての一体感の醸成を最重点課題としてまちづくりに取り組んでまいりました。

これまでのまちづくりの歩みを振り返り、合併の検証という形で昨年11月に開催いたしました、合併5周年記念式典でお示しをさせていただいたところであります。検証の結果、合併前と比較して人件費の削減、財政運営の安定化など行財政の効率化や住民サービスの充実、社会生産基盤の整備などが図られたものと思っております。

今後も合併時の最大の課題である一体感の醸成を図りつつ、合併の効果を最大限に生かし、市民の皆さんが合併してよかったと思えるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、の農観商工連携の現状と課題をどのように考えているかについてお答えをいたします。

まず、農観商工連携の現状についてであります。が、昨年の3月に事業の推進母体であります那須塩原市農観商工連携推進協議会を設立し、地域ブランドの創出、地産地消の推進、付加価値のある新商品開発、販路の開拓・拡大の4つの事業に順次取り組んでおるところであります。

地域ブランドの創出及び地産地消の推進につきましては、7日の吉成伸一議員の会派代表質問に答えたとおりであります。

新商品開発につきましては、農観商工連携による交流、情報の場として提供しつつ、6次産業化等の情報収集を進めている段階であります。

販路の開拓・拡大では、物流システムの調査研究をするためのワークショップを設置して、現在、ブランド認定品の効果的な販路拡大に向けて取り組んでおるところであります。

課題につきましては、現状でも触れましたように、すぐに取り入れる事業と調査研究を進めながら少し時間をかけて取り組む事業があり、同一歩

調での連携推進は難しい状況にあります。

いずれにいたしましても、農観商工連携事業の目的は地域産業の振興にありますので、先行する那須塩原ブランド創出事業を起爆剤としまして、本市の持つ地域資源と経営資源を発掘しつつ、連携・活用し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、の総合計画後期基本計画の策定状況についてお答えをいたします。

後期基本計画につきましては、前期基本計画の検証結果や昨年実施いたしました市民アンケートの結果をもとに課題を整理し、具体的な施策や主要事業を選定していきたいと考えております。

前期基本計画の検証結果は、221の具体的な施策と116の主要事業の達成状況を取りまとめたもので、今月中に皆さんにご報告をしたいと考えております。

現在の状況としては、各専門部会において後期基本計画で実施すべき具体的な施策や主要事業の選定を行っておるところであり、おおむね予定どおりの進捗となっております。今後、これらがまとめ次第、後期基本計画のたたき台としてお示しをしていきたいと考えております。

次に、の協働のまちづくり指針の策定状況につきましては、3月7日の会派代表質問、公明クラブ吉成伸一議員にお答えしたとおりであります。

次に、のふるさとづくりの取り組みについてお答えをいたします。

本市の持っている地域特性として、豊かな自然環境、高い高位置交通利便性、多彩な産業の集積などが挙げられます。これらのほかに誇れる地域特性を十分生かしながら、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくり、そして那須塩原市がふるさとであるということを自慢できるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

まず、合併の効果と課題であります。効果につきましては、先ほど市長が申し上げられました。特に3点ですか、パンフレットでご報告しているかと思いますが、行財政基盤、住民サービス、インフラ整備の視点、こういうところで比較されてあります。

まさに効果につきましては、行財政の効率化、これが最大の要因だと思っております。非常に人件費などを削減したということでもあります。特に人件費につきましては、四役、議員、私たちも議員なんですが、この辺また職員の人数を減らしたということ、5年で、大体1年間で5億円強ということかと思っております。まさに大きな成果だったと、このように思っております。また、合併特例債とかの有利なものを利用していろいろなインフラ整備、そして社会福祉事業に取り組んだということで、高い評価をしていきたいと思っております。

しかし、この反面、課題のほうであります。少しパンフレットなんかではちょっと触れられていないんですが、先ほどの全く反対のことで、特別職の減少、そして管理職の減少、また職員数の減少、当然議員も減少したわけでもあります。議員につきましては、まさに大変選挙が厳しくなったところでもあります。しかし、ここにいる議員は、その厳しい選挙を勝ち抜いて残っているということで、市民に対してのモチベーションというのは高く持っているんだろうと思っております。

しかしながら、職員のほうのモチベーションのほうは非常に私は今、心配しているところであり

ます。職員にとっては、先ほども申し上げましたが、偉くなれない、給料が上がらない、そして仕事が忙しくなった、そんなところかと私はちょっと感じているところがありますが、この辺のところをどのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 職員の減についてのお尋ねですので、お答えしたいと思います。

合併時950人の職員がおりましたが、それが現在は859という形でありまして、これは定員適正化の中で減らしているところでございます。この大きな要因としては、組織機構を支所方式から本庁方式に変えたということが大きな削減の中にあります。それと同時に最近、指定管理者制度ということで民間委託を進めているというようなところもございまして、そのほかについては、定員適正化の中で現業職員といいますが、技術関係の職員を補充しないというようなこともありますし、保育園の民営化という形の中で保育士については、定年退職者の2分の1を採用しているというようなところから人員の削減をしているというようなところでございまして、それについて職員のほうから、今、議員がおっしゃったようなことについては、部長等のヒアリングの中では直接は聞いておりませんので、コメントできないというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 職員については、部長のほうから直接聞いていないということでございます。

ある程度理解したいところでありますが、逆に言えば私だったら少し文句を言ってしまうかと、

私は組合の委員長をやっていたので、そんなところをとらえていないというのはちょっと寂しいなという気が私はしたわけでありましたが、組合との協議なんかはどのようにやっているかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 組合との協議については、市長のほうに要求書が春と秋に出ておりまして、市長のほうから回答するというような形で年2回ほどやっているというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） そのような中で、どんな内容のことが来ているのかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 主に休暇の問題でありますとか、それから給与の問題でありますとか、そのほかについては今のところちょっと思い当たりませんが、人事の関係についての問題というようなところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） すみませんが、ちょっと詳しく、休暇の関係は結構でありますので、給与の関係と異動の関係と今出ましたので、どんなご意見が出ているのかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 異動というのはちょっと言っていなかったと思いますので、給与の関係についてだけ申し上げますと、給与については人勤実施という形の中で本市では対応しておりますので、上乘せ等々の話はないというようなことで市長のほうから回答しているというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 異動の話は今、言ったような気がしたんですけれども、言わなかったんですね。わかりました。では、それは結構です。

ちょっと異動の話が出ましたので、組織見直しの変更を何回かしたと思うんですが、その中で当然本庁のほうに集約をしたという今の状況であります。このような中で支所なんです、支所の関係の職員のモチベーション、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが、どのように感じていますか。

議長（君島一郎君） 塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 支所職員のモチベーションについてのお尋ねでございますが、特に塩原支所におきましては、本庁と支所間が約30km近くあるということで、その距離についてはいかんともしがたいということでございまして、私たち支所の職員においては、まず現場を優先しながら、やはり本庁方式にはなっていますが、現場を重視しながら、支所の特に災害関係とかそういったものにまず取り組むと、そういったことでモチベーションを高めるような形をとっております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 西那須野支所長。

西那須野支所長（鈴木健司君） 西那須野支所においては、窓口サービスの充実ということで、それぞれの職場の若手職員で構成した窓口サービスの検討委員会なるものを設置しまして、実際に自分たちの窓口サービスの状況等を検証したり先進事例を調査したりして、改善すべきものについては改善していきたいということで、進行形で今、取り組んでおります。

それと同時に、災害対策、特にゲリラ豪雨等については、即時に対応できるような体制づくりを進めております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 内容的にはわかったのですが、ちょっとモチベーションの話がなかったような気がするんですが、感じて結構ですが、職員がどのような感じを持っているかということ、もし所感があればお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（鈴木健司君） 窓口サービスにおいては、いわゆる本庁、支所の格差というものがあってはならないということで、窓口を担当している職員については常に情報収集やら、あとは現場というか、対応の仕方を常に一人一人が研究心を持って対応しているというような状況があります。

議長（君島一郎君） 塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 先日も支所の職員とも話をしたところなんです、やはり限られた職員の中でやはり1人が幅広くお客さんに対して対応しなければならないと。これはどこへ行っても、その本人が、深くは追求できませんが、広い範囲をカバーすることになるので、かなり広い範囲を応用できる職員にこれから育てるんだという意味では、この経験を大事にしたほうが良いということでお話ししたところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

そういうお話をしっかり私はやるということが大切なんだろうと思います。ぜひ職員がどういうふうを考えているか、そういうことをとらえていただきたいと思います。本当に今、精神的におかしくなっている職員もかなり見える場合もありますので、そういうことのないようをお願いしたい

と思います。

合併効果につきましては、まさに大幅な人件費の削減や合併特例債などの合併の優遇措置によりごみ焼却場、また学校の耐震化など大きな事業をやりながら財政を安定させると、本当に大きな成果を上げてきたと思っております。

また、市長が最大課題でありました一体感の醸成、この辺につきましてもアンケートの結果などから市民には理解が得られたということで評価をしたいと思っております。

しかし、行政の運営を行うのは人であり、職員一人一人であります。行政の職員は使命感や忠誠心、民間の社員よりははるかに高いものを持っております。那須豪雨水害の場合を考えれば、不眠不休でまさに災害を復旧した、こういうものがまさに職員の典型であると思っております。本当に市民に何かあったときに、いつでも駆けつける、そういうのがまさに今、職員共通の認識を多分まだに持っていると思っております。ぜひ仕事は人でするので、職員がいつでも高いモチベーションを持てるような、そんな業務運営をお願いしたいと思います。

のほうの農観商工の連携の関係であります。

これにつきましては、農観商工産業の活性化ということでありますが、県において食と農によるフードバレーとちぎ、こういう取り組みがあるかと思っております。那須塩原市の農観商工連携と同じような施策であります、県との連携というのはどのようなになっているか、この辺をお聞きいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 県の事業でありますフードバレーの事業と市との関係でございますが、市におきましては、先ほど市長から答弁しま

したように、農観商工連携推進協議会というものを通じて市内経済、商業振興というものを図っていくという分でございます。フードバレー構想については、これから県の中でも具体的に市とのかかわりについての説明もされるかと思っております。そういった中で連携をしながら進めていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。これから連携をしていくんだということかと思っております。

この農観商工で市を活性化するということは、代表質問の中で相馬議員も質問されておりました。まさにこの那須塩原市、生乳生産は本州一であります。そして自然や観光の資源、そして交通網の充実、大変大きな財産を持っているわけでありまして。しかし、これが生かし切れていないと思うのは、多分私だけじゃなくて皆様もそう思っていると思っております。

国の6次産業化の推進、また県のフードバレー構想、これはまさに私は那須塩原のための施策だと、このように思っております。

また、今、TPP問題、これもできれば私はチャンスと受けとめて、農業の成長戦略につなげるべきだと思っております。今、若者が本当に就職が厳しい中、若者が希望を持って農業ができるような、そんな那須塩原市を私は目指していただきたいなと思っております。

また、今、世界の食料事情を考えると、これからまず近い将来に必ず食料安全保障の問題、これが出てくるんだろうと私は思っております。まさにそのためにもこの農業のあり方、まさに今、農業を守り、そして発展させることが多分重要だと思っております。

そういうまちづくりも私は必要なかと思いま

すが、市長は農業もやっておりますので、この辺の見解について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） TPPの話でございますけれども、それがどういう影響を及ぼすかということになるわけだと思いますけれども、まず私自身は農家という立場より市長という立場で物を申し上げますと、当然国の、私は農業は基幹産業だと今でも思っております。そういう意味では、農業の基本的な考え方をどう国が定めていくか。現在のTPP問題につきましても、関税を下げるということで、一番農業がダメージを受けるんだという、ただそれだけの話が出ておりますけれども、決してそれだけではないというふうに私は思っております。そういう意味では、昨年3月に政府が決定をいたしました自給率50%を目標に政策を掲げたということでございますので、それに対する施策をきちんと示した上で、TPPという話になってくるのならば理解する部分も出てくるのかなというふうに思いますけれども、現時点でTPPがこうですと言われても、農家そのものも、私も地方行政もはい、そうですかという話にはなかなかかならないというふうに私は今、認識をいたしております。

そういう意味では、やはり日本の一つの産業としての農業をきちんとした政策面での裏づけを、10年なりそういうものできちんと締めくりながら農業施策を示していただければ、農家そのものも理解を示すところも出てくるのではないかなというふうに、こんな認識も持っております。

いずれにいたしましても、どの事業につきましても、長期的な計画をきちんと示していただければ、今後の政策運営もきちんといくんだろうというふうに期待をいたしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

まさに今、市長が言ったとおり国政は不安定であります。いつまた政権が交代するかわからないという状況であります。私も民主党を応援している1人として、非常に残念であり、私は怒っている1人です。国がやはりそういう形をしっかりとつくっていただけることを要望じゃないですけども、逆に言えば、地方から今度はしっかり国を変えていくんだというようなことも考えなければいけないだろうと、これは皆さんと共有していきたいと思っております。

県においても、中・長期を見据えた産業の成長ということですが、先ほども言いましたが、食と農によるフードバレーとちぎや県内の企業誘致、また県産品の販売促進など、今後このことを重点施策として実施するということでありますので、しっかり県の動向を見ながら連携して、まさに私はこの那須塩原市というのは農業を中心とした、そういう新しい生産が生まれるような施策を構築していただきたいなど、これは要望したいと思います。みんなでしっかり考えていきたいと思っております。

の総合計画の関係であります。少しこの辺につきましても、今までの策定までの経過について、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 後期基本計画の策定スケジュールというようなことでございますけれども、まず審議会を立ち上げまして、2月に前期基本計画の検証結果というようなことで、これは専門部会に提案をいたしました。それで、3月において

前期基本計画を、3月は予定なんですけれども、議会のほうにお示するというようなことでございます。

一応先の話も申し上げますけれども、5月については、今まで検証しました前期の検証結果について、具体的な施策あるいは主要事業の検証結果ですけれども、これについても審議会、議会、それと地域のほうにもお示ししていきたいというふうに思っております。それから、9月には後期基本計画の素案ができ上がると思いますので、これについても審議会あるいは議会のほうにお示しをしていきまして、10、11月に素案に対する意見交換会というようなことで市民、議会、地域のほうにもお示しをしていきたい。この段階でパブリックコメントを求めると。12月に審議会のほうから答申をしまして、3月には最終案の報告というようなことで議会のほうには報告させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

事細かく、大体今のスケジュールを聞くと了解いたしました。審議会を立ち上げて、住民にはしっかり説明していく、その前にしっかり検証するということかと思えます。9月には素案を出したということ、順調に進んでいるなど今、感じたところであります。

3月には最終的に出すということではありますが、この計画については、ちょっと議会のほうの関係ではありますが、これは議決事項にするのかどうか確認したいと思います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 一応今の決めでは、基本構想については議決事項になっておりますけれども、基本計画についてはそういう縛りがないも

のですから、そういう方向でいきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりましたと言いたいのですが、これ今、私ども議会のほうの活性化委員会等もやっております。その辺でしっかりうちのほうももみまして、どういう状況になるかはわかりませんが、できれば議決事項にさせていただきたい、これは今のところ要望というふうな形にいたしたいと思います。

それと、アンケートの結果を今、庁内でいろいろやっていると思います。いろいろアンケート結果は那須塩原市に住んでよかったとか、住みやすい、こういうのはかなりふえているということで評価したいと思います。

1点だけ、今、この総合計画のもんでいるところでありまして、代表質問でもありましたが、新庁舎の部分、あれはアンケートでは新庁舎にしたほうがいいということではありますが、今回の予算の中でも基金を積み立てしているという中で、もう一度この辺のところをどのように市民に対して理解をいただけるのかということのお話をいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 新庁舎の建設でありますけれども、これは合併協議の中で10年間に那須塩原駅周辺に建設するというような約束事のもとに、現在、これを事務レベルで進めているところです。平成22年度、23年度については、庁内で新庁舎についての建設場所、建設の規模、それから財政、こういったことについてたたき台となる資料をつくりまして、後期計画に盛り込みまして、後期計画、24年度以降に市民の皆さん、あるいは議会の皆様にお示しをしまして進めていきたいと

いうふうを考えております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） この辺につきましましては、代表質問で十分聞いておりますので理解したいと思えます。

ふるさとづくりであります。先ほど市長も言いましたが、まさに誇れるふるさとをみんなでつくっていききたいと、このように思っております。この項目は以上で終了したいと思えます。

2番の平成23年度予算編成について。

平成23年度の市の財政状況は、経済情勢などわずかな回復はあるものの、依然として厳しい状況であり、事務事業の推進キーワードを「安心」「活力」とし、行政の原点である市民が安心できるまちづくり、経済不況の中であっても市民が活力を維持し、拡大できるまちづくりを進める事業の予算編成となりましたが、財政状況が厳しい中、留意した点などを伺うものであります。

歳入において、税収や起債等において本年度特徴的なものは何か。

予算編成のキーワードは「安心」「活力」であるが、優先順位をどのように精査し予算編成に反映されたか。

自主財源の確保や行財政改革のプランの実施等により、経費のムダ・ゼロに取り組んでいると思うが、予算編成に当たりどのような工夫、改善がされたか。

安易に前年度踏襲は行わず、事務事業評価等を通じた事業の検証・見直しにより、スクラップ・アンド・ビルドにより予算編成をしたと思うが、どのように反映されたか。

市内事業者の受注機会の拡大のため、市単独の経済活性化対策事業の選定についてはどのように選択したか。

以上、1回目の質問とします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 平成23年度の予算編成についてお答えしたいと思います。

歳入の中で特徴的なものについてお答えします。

まず、法人市民税ですけれども、景気の一部持ち直しの動きから、製造業等の業績回復を見込みまして5億5,200万円、率にして65.17%増額計上いたしました。

また、起債においては、臨時財政対策債を平成22年度当初予算から4億円減額しました11億円としました。可能な限り後年度の負担の軽減を図ったというところでございます。

さらに、合併特例債につきましましては、事業内容を精査した中で発行額を極力抑えていくというところでございます。

次に、2番目の安心活力事業の優先順位と予算編成の反映についてお答えしたいと思います。

安心事業につきましましては、子宮頸がん等の助成事業、それから介護基盤緊急整備等事業、那須塩原市総合防災訓練事業など市民生活に密着した、市民が安心して暮らせるまちづくりのための事業を優先的に計上しました。

また、活力事業といたしましては、市内中小事業者の受注機会の拡大を図るために、市単独の地域経済活性化事業、それから稲村公民館建設事業、西那須野地区のまちづくり事業ということで、市民生活全般の活力を支える事業を優先的に計上したというところでございます。

次に、の予算編成での工夫・改善についてでございますが、まず部の主体的な予算調整機能を助長するというようなことで、部を単位に51の目について枠配分を行いました。それから、事務に要する消耗品費につきましましては、平成22年度当初

予算額から10%の一律カットということでございます。

さらに、公用車の稼働率調査を実施いたしまして、比較的稼働率の少ない公用車を新規に購入を予定していた部署に配置転換したというようなところでございます。

次に、の事業の検証・見直しを予算編成にどのように反映したかということでございますが、予算編成に当たりまして各事業の検証・見直しの徹底を指示いたしまして、事務の統合、それから効率的な予算執行を図ったということであります。

また、市単独の補助事業の見直し作業の結果を反映して予算要求に反映したというようなところでございます。

最後に、の市単独の地域経済活性化事業の選定及び選択についてでございますが、事業選択のポイントとしては、まず第1番目として、市内中小事業者の受注機会が図られること、第2番目としては、適切な施設の維持管理を通して市民が安全に利用できるための事業、3つ目としては、計画的な修繕等の実施によって施設の長寿命化を図って、後年度負担を軽減できるような事業というものを選択したというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の歳入の税収の関係であります。

まさに法人税が企業の景気ということで上がるということでありまして。この法人税の関係でお聞きしたいんですが、この増加原因なんですが、特にこの那須塩原市、BSさんが一番大きいかなと思っておりますが、この辺で、1社で法人税はどのくらい予定しておるかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 1社の法人税をここでということですので、それについてはお答えできません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。

法人税は当然黒字になった企業が払うということですが、ただ心配したのは、やはり法人税は、1社で非常に大きな金額があると、不景気のときに全然入ってこないという状況も考えられますので、その辺の対応を逆にどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 具体的にということですので、23年度の法人市民税をどういう根拠で予算計上したかということをお知らせすると、まず22年度の決算見込みというのが10月で出ます。10月で出たところで前年度とどのくらいの伸びがあるかというようなことを計算し、それに対してその後10月以降までの実績をプラスして出すというようなことでございまして、本市の場合は大型製造業等々の企業で、実績から見ますと約3億円ほどプラスになっていると。そのほかの法人の事業として2億5,000万円ほどプラスになっていると、合わせまして5億5,200万円ほどプラスになるというようなところで試算をいたしまして、それに収納率を掛けて今回の14億円というような予算編成をしたというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 先ほどまでは了解したいと思います。

臨時財政対策債はかなり抑えました。また合併特例債も抑えたということでもあります。まさに今後の財政運営にとって、私は正しいことだと思っております。代表質問でもありましたが、これ以降、中・長期財政計画策定を示すということは本年度中ということでもよしかったでしょうか、はい。では、そういうことで非常に財政には気を使って、私はいい感覚だと思っております。

次の予算編成にどのような形で、は結構としまして、のほうであります。ムダ・ゼロの工夫で部単位に枠配分でやったと、また10%を一律カットということで、また公用車のほうをいろいろな利用で使うというような形で非常になされているなと思っております。

行財政プランのほうの関係であります。当初から2年延長されております。23年、ことしまでかと思いますが、この辺ことが最終年度になりますが、策定状況はどのような形になっているかお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 集中行財政改革プランの進捗状況ということでございますけれども、平成21年度の予定していた20事務の事業は実施しております。そのほか平成20年度までに実施した改革・改善により、6事務事業で平成21年度に経費の削減効果があらわれました。こういうようなことでございます。

今後の策定ですけれども、一応23年度で切れるというようなことで、後期総合計画と重なるわけ

ですけれども、現在、懇談会によりまして以前の大綱とプランを合わせた形で作成する方向で、今現在策定を進めているところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。

大綱のほうも当然変えていくという形になるかと思えます。まさに平成17年にこれはつくったものなので、かなり今、状況的にも変化がありますので、ぜひ社会情勢をしっかりと見ながらつくっていただきたい、これは要望したいと思います。

あと、ムダ・ゼロの関係、またスクラップの関係であります。ちょっと新聞情報なんです、宇都宮で本年度の事業において事業廃止などで10億円削減したということでありました。全庁的なコピーの使用量の削減で674万円、また納税関係の通知の印刷費とか郵送料の削減、こういうもので2,120万円。また、ごみ施設の委託管理、この辺の削減で1億584万円、こういう数字がちょっと出ていましたが、先ほど那須塩原市のほうは数字が出ていなかったのも、もし取り組んでどのぐらい金額が減っているんだというのが言えれば、ちょっとお願いしたいんですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 細かい数字は把握しておりませんが、財政課として全庁的にやった中で話で申し上げますと、先ほど言いました枠配分による削減額は3,000万円という形でございます。そのほか先ほども話を申し上げましたけれども、消耗品費の一律10%カット、これで3,000万円という形で6,000万円はカットしてあると。そのほか各事業の中で予算要求する中でスクラップ・アンド・ビルドを徹底してやっていただくというように要求をいただいておりますので、その分については予算上については計上しておりませ

るので、それ以外についてはお答えできません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。

そういう形でやはり目に見える形をしっかりと出していただければと思っております。鹿沼市なんかでも去年、事業仕分けという形で7,600万円を削減したということで、しっかり新聞にも出しております。ぜひ那須塩原も市民向けの予算書をつくっておりますので、そういう中でしっかりと出してくれれば、こういう無駄を省いているんだというのがよくわかるかと思っておりますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の に関しては、代表質問等で了解しておりますので、この項目は以上で終了したいと思います。

3番、新規学卒未就職者就労支援事業について。那須塩原市においては、新規学卒者の就職を取り巻く環境が依然厳しい状況から、新規学卒未就職者に対して、就職浪人を防ぐとともに社会人としての基礎的な能力の習得を支援し、就職支援を図る目的に新たな事業を行うことからお伺ひをするものです。

登録者の申請状況はどのようになっているか。

雇用者の決定についてはどのようになっているか。

雇用者に対してどのような業務や研修などを考えているか。

雇用期間中に就職活動に積極的に取り組んでもらうとするとあるが、市として就職先の支援などは考えているか。

雇用期間については、6カ月間（最長1年）となっているが、満了後、就職先が見つからない場合の対応等はどのように考えているか。

以上、質問いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 新規学卒未就職者就労支援事業についてお答えいたします。

の登録者の申請状況、 の雇用者の決定、の雇用者の業務や研修、それから の雇用の期間、これにつきましては3月7日の中村芳隆議員、それから吉成伸一議員の会派代表質問で答弁したとおりでございます。

の雇用期間中の支援についてでございますけれども、雇用者に対する研修のほか、市の臨時職員としての市の業務に従事しているというような旨を記載した、勤務状況報告書を提供することを予定しております。

これにつきましては、就職活動の際に履歴書等に添付して資料として活用してもらうというふうに考えております。

なお、登録者や雇用者に市が就職先をあっせんするというようなことは考えておりません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。

市は就職先をあっせんはしないということであり、そのかわりに報告書ですか、すばらしい人だったらすばらしい人間ですよというような報告書になるかと思ひます。この項目は、代表質問等で出る出でおりますので、ちょっと1点だけ。

まさに今、就職活動の支援事業を県も、いろいろな市もやっております。しかし、結局、最終的に受け皿がない、これが今の現状であります。先日もショッキングな報道がありました。1つは、2010年度の統計であります、就職失敗で大学生が全国で46人の自殺者があったということであり、また、県内の大学生の就職内定率が61.9%で、統計史上最低であるとのことであり、

市としては、なかなか就職探しはできないということであり、ぜひ市としてできるものと

しては、企業への雇用拡大に向けた経済支援の活動とか企業への優遇措置、こういうものはちょっと考えられるかと思います。そのような施策をぜひ構築していただけることをここでは要望しまして、この項は終わりたいと思います。

最後の4番、地球温暖化対策実行計画について。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定が示されているが、策定に当たったの進め方やスケジュールはどのようになっているかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 4番の地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定のご質問については、3月7日、会派代表質問で中村芳隆議員にお答えをしたとおりであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 答えはそのとおりだと思います。中村議員が大変細かく聞いていただいたので、私が聞くところが全くなくなってしまったというのが現状であります。本当に策定の進め方、スケジュール、体制などしっかり中村議員のほうから聞いていただいたので、この辺はよく理解しております。

ちょっと私のほうではCO₂の排出量の関係とスマートグリッド、皆さんも聞いたことがあるかもしれませんが、その所見について述べさせていただきます。一般質問の締めになると思います。

CO₂の排出量の関係であります。これは2007年の統計であります。民生部門、家庭・事務所、こういうところから排出量が4億1,600万t、また運輸部門、これは自動車とか鉄道であります。これが2億4,900万t、産業部門、これは

工場とかであります。これが4億7,100万tであります。排出量では産業部門が一番であります。1990年を基準にした場合、この産業部門につきましては2007年の比較でマイナスの2%であります。運輸部門につきましてはプラス14.6%であります。また民生部門、家庭、事務所につきましてはプラスの43%であります。これは大幅に増加しております。

CO₂の排出量を減らすためにということですが、この民生部門の家庭とか事務所、また運輸部門の自動車・鉄道であります。これを減らすことが大変重要になるということですが、家庭や事務所におけるエネルギーの使われ方がありますが、家庭では暖房と給湯、お湯であります。これが約6割、事務所では空調用が約4割ありますので、この部門のCO₂排出量を削減することが極めて重要になるということですが、

スマートグリッドについてであります。スマートグリッドとは、簡単に言えば電気をつくる側と電気を使う側を結ぶ電線がつながっているものすべてのことかと思っております。物とは家、事務所、工場、また太陽光発電、電気自動車の充電器などです。これには3つのことが大変重要になります。1つは、エネルギーの安定供給であります。2つは、環境保全であります。また3つは、経済性であります。このような未来都市の取り組みが横浜みなとみらいで今、始まっております。CO₂の排出の少ない原子力発電や太陽光発電で発電をして、電気自動車でまちを走る、そういう低炭素社会の時代がそこまで来ているということになります。

今後行われる那須塩原市の地球温暖化対策には、こういうものもしっかり参考にさせていただいて、期待をいたすところでありまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

た。

議長（君島一郎君） 以上で、11番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

齋藤 寿一 君

議長（君島一郎君） 次に、13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の登壇となります、議席番号13番、齋藤寿一です。

ただいまより事前通告書に基づきまして、市政一般質問を始めさせていただきます。

1、市職員の交通安全管理について。

公用車の運転利用は、今や市職員にとって必要不可欠であり、当然安全対策等について取り組んでいることと思います。しかし、平成17年1月1日に那須塩原市が誕生し、6年が経過しても市職員の交通事故に関する報告は後を絶たず、議会の中では専決処分として報告されています。

今回、市職員の安全管理に関し質問の機会を設け、以下の点についてお伺いをいたします。

市が所有する公用車の台数をお伺いいたします。

新市誕生後、これまでに発生した交通事故件数を年度別にお伺いいたします。また、交通事故に関する損害賠償件数及び損害賠償額も年度別についてお伺いいたします。

交通事故防止策として、市職員にはどのように周知徹底を行っているのか。また、その対策の内容についてお伺いをいたすものであります。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 市職員の交通安全管理

についてお答えいたします。

まず、市の市が所有している公用車の台数でございますが、平成23年2月現在、乗用車、トラック等の作業車を含めましてすべての車両で392台でございます。

続きまして、の新市になってからの年度別の交通事故件数及び損害賠償件数並びに損害賠償額についてでございますけれども、平成17年1月から3月の3カ月間での事故件数は3件でございます。損害賠償件数は3件、損害賠償額は50万4,026円でございます。

以下、年度、事故件数、損害賠償件数、損害賠償額の順に申し上げたいと思います。

平成17年度、17件、12件、309万872円です。

平成18年度、13件、9件、84万453円です。

平成19年度、23件、20件、470万4,015円です。

平成20年度、22件、19件、250万7,406円です。

平成21年度、20件、14件、3,580万4,666円です。

今年度2月23日現在で、事故件数19件、損害賠償件数15件、損害賠償額348万2,019円となっております。

次に、市の市職員に対する交通事故防止の周知徹底と対策についてでありますけれども、職員に対する交通事故の防止や安全運転の励行につきましては、課長と所属長を通して日常的に注意喚起を行っているということ、また、年末や大きな事故が起きた場合については、副市長名文書で交通法規の遵守、安全運転の励行など交通安全に対する注意喚起及び意識徹底を図っております。

さらに、年4回の交通安全運動を実施、この際にも交通事故の防止、それから安全運転の励行について周知徹底を実施しているというところでございます。

このほか、全職員を対象に外部から講師を招きまして、交通安全の意識向上、交通事故の未然防

止を目的として安全運転講習会を開催しまして、交通事故防止のための対策を講じているというところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、順次再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁によりますと、公用車の所有台数が392台ということで、この所有する公用車の管理というものはどのようにされているのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 公用車の管理につきましては、財政課が集中管理する集中管理車、それから各課がそれぞれ管理する各課所有の車という形になっております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、先ほどの答弁によりますと、財政課が一括管理をする集中管理車と、また各課が直接管理する車というふうに分かれているんだということでありますけれども、それでは、この管理されている台数の内訳というのはどのようにになっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、内訳について申し上げます。

集中管理車につきましては、30台でございます。そのうち本庁が22台、西那須野庁舎が2台、塩原庁舎が6台という形で合計で30台。そのほか、362台については各課が所管するという形でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 台数と管理に関しまして

は了解をいたしました。

合併当時の職員数が先ほど眞壁議員の質問にもお答えが出ていたように、当初950人から現在、定員適正化によって859人と職員数も減っているわけでありまして、組織機構も総合支所方式から本庁方式へと変わり、スリム化を図った今、この公用車の数というものが適正であるかどうかということに関しましてお聞きしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 議員ご指摘のように、合併以来、公用車については調査をしていなかったというようなことでありまして、今年度、先ほど眞壁議員にお答えしましたように、運行管理の調査というものを実施いたしました。この調査、稼働率という形で調査をしまして、1日の平均稼働率が20%以下、そして年の稼働率が日数として40%以下、こういう車については不用車というような位置づけをしまして、この台数が12台ございました。この12台のうち5台について廃車をし、残りの7台については新しく車を欲しいというところがありましたので、新車を買わないで、この7台を回したというようなところでございます。

今後も定期的にこの稼働率の調査をやって、適正な公用車の運行を図っていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 昨年、この調査を初めてかけたということで、総務部長の本当にすばらしい考えで、12台を廃車にする中で5台廃車で7台が新車を買う各課のところに配車、変えるということで、大変財源的にもすばらしい処置ではないかなというふうに私は思っております。職員数も

約100人削減されたわけでありますので、こういうところに気遣いをいただくということが大変すばらしく思っております。

今後とも、こういう台数を把握しながら有効的に使用していただくことを願って、次のに移らせていただきたいというふうに思います。

先ほど交通事故件数あるいは損害賠償件数あるいは損害賠償額について、るる数字をご報告があったわけでありますけれども、私も若干控えて足し算をしてみたんですが、交通事故件数に関しましては110件以上ですか、損害賠償件数に関しましては90件近く、そして損害賠償額に関しましては5,000万円を超えるぐらいの金額になったのではないかなというふうに思うわけでありますけれども、この3つの数字を損害賠償額まで入れて、総務部長はどのようにとらえているか見解をお聞かせ願えればというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 今議会でも専決処分という形でお願いしているところがございますけれども、毎議会ごとに専決処分という形で事故報告をさせていただいている、件数的にかなり多いというふうに私も考えております。

そういう中で、交通状況の中でなるべく加害者にならないように、私自身も含めて、いつ事故を起こすかわかりませんので、そういうことを含めて私自身も加害者にならないように、職員ともどもやっていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 毎回我々に専決処分ということで報告をなされるわけでありますけれども、当然車と車同士の事故でありますと過失割合というのがありますので、当然過失割合的には20%・80%、あるいは50%・50%、時には7：3という

いろいろな数字があるわけでありますけれども、過失割合100%において以前の例でありますけれども、やはり自分みずから意識がなっていない部分で事故が起きている部分があるわけですよ。例えば一昨日も強風が吹いておりますけれども、その強風のときにドアをあけた瞬間にドアを持っていかれて、隣の停車している車に傷をつけた、そういうような部分に関しては、当然職員の意識、風があるんですからあけ方に注意をすればこういう事故は防げるのではないかなというふうに思うわけであります。

それでは、事故を起こした場合の保険でありますけれども、この保険はどのような保険に加入をして、またこの保険の掛金額についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 392台につきましては、自動車損害共済という形で全市有物件災害共済会というところの共済に加入しております。金額につきましては、634万2,613円という形で加入しております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま答弁があったわけでありますけれども、こういうような600万円近い保険に加入しているということで、保険に入っているから安全ということではなくて、やはり職員の意識改革が必要であろうというふうに私思うわけであります。

それでは、この公用車の配車が得られなかった場合がよくあるわけでありますけれども、これはどのように本市においては対応されているのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 配車が得られないというのは、余りないことですが、そういった場合を想定しまして、那須塩原市職員服務規程というのがございます。この服務規程の中では、以前にもお知らせいたしましたけれども、交通機関が利用できない場合であるとか、夜間であるとか、それから訪問先が多い、また雨天、気象状況の理由があるとか、そういった場合に自分の車を利用するという形を認めているというようなところでございます。

認めるに当たっては、やはりその車が損害賠償保険の対象であるかどうかと、加入されていないものについては使えないというような形になっております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今、総務部長おっしゃるように、私も基本的には自家用車を使用させるということは余り避けるというか、部長はそういうことでこういう使い方はしたくないということでもありますので、私もその辺は一致しているところでございます。

次に、に移らせていただきます。

交通事故の防止策としてということで質問させていただきましたが、安全運転の励行や安全運転講習会を全職員的に実施したりということでもありますけれども、まず先ほども答弁の中に出ておりましたように、那須塩原市市有自動車管理規程から質問させていただきたいというふうに思っています。

第4条に安全運転管理者、整備管理者を設置するというふうにありますけれども、これに対しての選任についてどのように選ばれるのか、またそのメンバーについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 安全運転管理者の選任の方法ということですが、これにつきましては、道路交通法に定まっております、それによりますと、選任要件という形で乗用定数が11人以上の自動車1台以上、その他の自動車が5台以上使用するというようなときについては、安全運転管理者を設定するということと、あわせて副安全運転管理者というような形の中では、20台以上使用している事業所の中では20台を超えるときには1名という形になっております。

本市においては、本庁で安全運転管理者は財政課長になっております。副安全運転管理者は5名おりまして、それぞれ農務畜産課長、道路課長、環境管理課長、社会福祉課長、収税課長ということでございます。

このほかに西那須野支所の総務税務課長が安全運転管理者、それから副安全運転管理者には教育総務課長、水道施設課長になっております。

塩原支所については総務福祉課長、それから副安全運転管理者については総務税務課長補佐がなっているということですが、そのほかに施設がございまして、施設についてはクリーンセンター、それから保健センター、学校給食共同調理場、ここに安全運転管理者をそれぞれ1名ずつ配置しているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 安全運転の励行や講習会等を開いて対策を行っているわけではありますが、なかなか事故が減らない、減少しないという理由については、総務部長はどんなふうにお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 事故の減らない原因と

ということでございますが、私が所属しております総務の常任委員会の中で、以前に委員の中から専決処分の内容の中に被害者の住所、それから名前が入っているけれども、加害者である市の職員については名前が入っていないのはどういうことなのかというような話がございました。その答えに窮しているときに、違う委員から、それは市の職員が犯した交通事故であっても、すべて栗川市長が行ったものだということから、それは名前が入っていないんだというようなことでありました。まさにそのとおりだというふうに思います。

当事者であるという意識、私も含めてですけれども、職員が犯したということではなくて、市職員、市が行った交通事故だというような自覚がやはり足りないというようなことでありますので、そういったものについて今後、私も含めた職員一同、規律を守っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

公用車を運転するときには、自分が日ごろ乗っている日常使っている自家用車ではありませんので、私も経験があるんですが、当然公用車を利用するときに違う車に乗るわけでありまして、座席の高さが違ったり、あるいは車幅が違ったり、車の全長が違ったり、時にはギアの位置が違ったり、そういう部分で大変、1時間あるいはそれ以上の時間を運転している場合でありますと、だんだん慣れてくるのですが、最初の運転の10分あるいは15分、こういう部分に関しましては、大変私もそういう危険性に遭遇したときには、事故が起きるのではないかという、ブレーキのかけ方とか、そういう部分は非常に感じているんですね。ですから、こういう部分に関しまして、やはり職員も急に自分の車ではなくてなれない車に乗るとい

ことで、こういう事故等があるのかなというふうな気がするわけでありまして。

それで、1つ提言なんですけど、先ほどの安全運転管理者あるいは整備管理者というのは、ほとんどが課長クラスがなっているということで、その庁内の管理をしているということでお聞きしましたけれども、実際、公用車を運転して出かける部署、総務部は余りないと思うんですが、建設部とか上下水道部の皆さんですと機会が多くなるわけでありまして。そんなときに当然部長が運転して、助手席に課長あるいは部下がいる、課長が運転して部下が助手席にいる、そういう光景というのはほとんどないと思うんですね。当然上司が助手席か後部座席あるいは若い部下が運転をするというようなところが普通であろうというふうに思うんですね。であるならば、この運転の機会が多い30代からあるいは50代、その設定はわかりませんが、そういう職員に対して交通安全のプロジェクトチームとでも申しませうか、そういうチームをつくって、この安全対策に臨んだらどうかというふうに思うわけでありまして。この提言に関しまして総務部長の見解をお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 交通事故を起こした場合、職員のほうに過失割合が7割以上あるというような場合には、副市長を中心とした懲戒審議会というようなところで職員の処分をするわけですが、最近の兆候を見ますと、議員が言われたように若い人が多いというようなことではなく、幅広い形の中で事故が起きていると。議員が言われるように上司を乗せて車を運転する際には、ある意味では緊張感があって事故が起きないのではないかというふうに思いますが、事故の内容を聞

いてみますと、どうもうっかりミス等々が一番多いというようなところでございますので、いずれにしても事故が多いということですので、そういう今、言われました安全対策のプロジェクト、そんなものも検討にしながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま部長のほうから前向きな答弁をいただきまして、本当にそういうチームをつくってやるのも1つの方法じゃないかなというふうに思うんですね。また、無事故無違反運動や職域別あるいは何々課別でも結構ですので、交通事故ゼロに向かっての目標を掲げるとか、課同士のそういう対抗意識を持って月別にでもいいですし、そういう目標を掲げる、課ごとに交通安全の標語を掲げる、そういうことで競い合っ、そういうものに取り組んでいくということがひとつ必要ではないかというふうに思うんですね。それに当たっては、月別とかそういうところにやはり総務部長でもいいですし、もちろん市長みずからでも結構ですので、そういう月別のときには本当に交通事故ゼロの課には表彰、言葉の表彰でも結構ですので、そういうものとか訓示を述べることが必要ではないかなというふうに思うわけでありまして。これも参考にさせていただければというふうに思います。

最後に、運転頻度の高い職場あるいは職員に対して、それを対象として運転適性診断やあるいはクレペリン検査などの実施を試みてはどうかというふうに思うんですが、この件についてご意見があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 適性検査、適性診断ですが、そういったものをということですが、

先ほども申し上げましたけれども、まず職員が他人ごとではなくて、市職員であるというような意識のもとにまずは自覚をしてやっていきたいというのがまず初めにあるべきだろうと。そして、議員から話がありましたような提言を真摯に受けとめて、検討していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今回、市職員の交通安全管理について質問をさせていただきました。我々議員は毎回、定例会において専決処分の報告を受けるだけで質問をすることができないということで、今回機会を設け、質問、提言をさせていただいたわけでありまして。事故をとにかく言うのではなく、職員一人一人が交通安全に関し認識を高く持ち、今後、事故が起こらないように一言述べさせていただき、この項を終わりにさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2の外国語授業の導入について。

文科省は平成23年度より小学校5・6年生を対象に外国語授業を導入しますが、本市では、既に平成21年度から実施しています。また、平成22年度以降は小学3・4年生にも実施していることから、以下の点についてお伺いをいたします。

年間の授業時間数はどれくらいかお伺いをいたします。

指導教員の配置は、どのように対応しているかお伺いをいたします。

実施に当たり、他の授業時間への影響等はないかお伺いをいたします。

実施による成果と課題等は何かお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 外国語授業の導入につい

てのご質問にお答えいたします。

の年間授業時数につきましては、5・6年生は外国語活動を年間35時間、3・4年生は今年度から教育課程特例校の導入により英語活動を20時間実施しています。

の指導教員の配置につきましては、小学校の外国語の授業は担任教師が行うことが原則ですが、本市においては5・6年生に市採用英語支援教師を、それから3・4年生にはALTを配置し、楽しく授業を進めているところです。

続いて、の実施による他の授業時間への影響につきましては、3・4年生の英語活動の時間は総合的な学習の時間の一部を充てておりましたので、他の授業時間への影響はありません。

の実施による成果と課題でございますが、成果といたしましては、市内全小学校が同一の内容を指導することができるようになりましたので、中学校進学時における英語力の個人差が少なくなったと報告されております。

また、低年齢での英語教育導入により英語を楽しんでいると感じ、ALTと積極的にコミュニケーションをとるなど、多くの児童が英語学習への興味、関心を高めています。

課題としましては、英語を専門としない小学校担任が授業を行うため、授業を行うことに対する不安感や負担感を抱いている教師がかなり多いことが課題であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

小学校5・6年生における授業時間数は35時間ということでありまして、これは新学習指導要領を踏まえての設定だったのでありまじょうか。

また、本市にはさっき上げた3・4年生においても特例校の導入によって時間数を20時間というふうに設定しておりますけれども、この20時間に関する根拠というものは何かあるのでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 小学校5・6年生における英語の時間数、これは新学習指導要領で年間35時間と規定されております。

本市で3・4年生での英語の時間数でございますが、これは、これまでの各小学校で既に英語教育を取り入れておりましたので、この各小学校の英語活動実施状況を踏まえて、その結果、20時間が適当だとこちらのほうで判断したところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、この英語教育の授業においてどのような教材を使用しているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 5・6年生は文科省のほうの新学習指導要領で規定されておりますので、無償で配布される教材、英語ノートを使用しております。

3・4年生では、那須塩原市教育委員会で独自に作成した教材、題名は「ナスシオバラシティ・エレメンタリースクール・イングリッシュプログラム」というふうな名前でございますが、これを使用して学習しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま教材については

英語ノートを使用しているということで、全国でも英語教育を取り入れているところでは、統計によりますと89.6%がこの英語ノートを使用して授業を実施しているというような統計も出ておりません。

先ほど次の再質問で考えていたんですが、那須塩原市独自の教材ということでお伺いしようと思ったら、教育長は英語教育ですので、素晴らしい発音で私も控えられないほどでありましたけれども、そういうことで那須塩原市では独自でこういうものを採用しているということで安心をしました。

続いて、にいきますけれども、本市において現在ALTあるいは市採用英語支援教師を利用して3・4年生にはALT、5・6年生には市採用英語支援教師を配置しているということでありませうけれども、それぞれの人数をお伺いしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 5・6年生のほうの英語支援教師でございますが、8名を市で採用しております。

それから、ALTにつきましては、JET1名、それから委託9名、都合10名のALTで指導されております。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 人数に関しましては了解をいたしました。

それでは、今、報告があったわけでありませうけれども、このALTあるいは英語支援教師の現在の人数の指導で英語教育が充実して行われているかという点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この充実というところの検証はまだしていないのが現状でございますが、ALTに関しましては中学校もすべて同じ中学校区で、その中の小学校に派遣しておりますので、中学校の授業でもALTは生かされております。主にメインとしては、今までALTは中学校で使うというふうなことをやっていたわけですが、それを小学校に回しておりますので、大体比率としては6：4ぐらいの勘定で、小学校のカリキュラム、そして中学校のカリキュラムに支障の出ない範囲で配分をしております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 了解をいたしました。

続いて、のほうに移らせていただきますけれども、先ほどの答弁によりますと、3・4年生に関しましては影響がないのか、5・6年生に関しても影響がないのかという答弁に、3・4年生に関しましては総合的な学習の時間を充てているので支障はないということでありませう。

それでは、3・4年生にALTを配置しておりますよね。先ほど中学校との兼ね合いを今回聞こうというふうに思うんですが、この3・4年生に対してのALT配置に関しては、中学校への英語授業に対しての影響というものは、先ほど4：6というようなお話がありましたけれども、影響はないのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） これは、小学校と中学校の授業の内容のすみ分けをしております、小学校における英語教育の内容というのは、聞く、話すというのを重点に置いて、あいさつとか自己紹

介など身近な生活に関するもの、これを導入して教育をしているというところでございまして、中学校の場合には4領域というふうなものがありますので、その4領域との兼ね合いからすると、影響はありません。

そして、なおかつ聞く、話すということで、英語を話す楽しみが児童にできておりますので、中学校に入ってからギャップというふうなものが既に解消されていくということから、その影響はかならないというところがございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 私の質問、教育部と次、産業観光部なので移動させていただきました。

先ほど教育長の答弁にありましたように、3・4年生あるいは5・6年生で英語教育を行っているので、中学校に上がってもそういうギャップがないという答弁がありましたけれども、私から1点、小学校の英語教育において先ほど答弁がありましたように、主に英会話、ヒアリング、そういうものを中心に楽しく英語に親しんでいるというような答弁があったわけでありまして。今までよりは中学校に行ってからギャップが少ないということでありましてけれども、逆にそういう部分の英語教育でありますと、中学校へ行っすんなり入る部分もありますけれども、そういう楽しい会

話の中の英語とは違って、今度、英文とか先ほど4つのあれに分かれておりますけれども、英文とかが入ってくるとそれによって急にギャップが生まれるのではないかというふうには思っておりますが、その点について伺いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 議員のご指摘のとおりだと思います。

ただ、小学校に英語が導入されたということで、4領域同時に中学校へ入ってからスタートする、聞く、話す、そして読む、書くと、この4つの技能がありますので、楽しくやる小学校の聞く、話すに加えて、書いたり英文を読んだりというふうなものが入ってくるとなると、やはり抵抗感を持つ生徒は実際にはおります。ただ、以前と比べまして、そのギャップが軽減されてきたというふうな傾向が見られるということでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 了解をいたしました。

それでは、最後に小学校5・6年生の英語教育授業に関しましては、担任が指導するというところであります。それについての課題ということで、先ほど答弁がありましたように、不安感、負担感を抱いている教員がいるということで、この教員に関しましての指導あるいはケアをどのようにされているのか、伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） これは、主に各小学校の校内研修になりますけれども、英語支援教師並びにALTと授業の研究会というふうなものを数多く設定しまして、校内、各小学校の中で研修を進

めていただいているという中で、指導法の確立並びに協力してできるということから不安感、負担感の軽減ということを図っているというのが現状です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 了解をいたしました。

今後、那須塩原市が他市において先駆けた英語教育ができるように期待を申し上げて、次の項に移らせていただきます。

大きな3番、武道必修授業について。

平成24年度には、中学校において武道が必修授業として導入されることから、本市の取り組みについてお伺いをいたします。

授業として取り組む武道の種類は。また、その設備や用具等の対応についてお伺いをいたします。

年間の授業時間数はどれくらいの予定かお伺いをいたします。

指導教員の配置をどのように検討しているのかお伺いをいたします。

実施に当たり、他の授業時間への影響等はないかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 3番の武道必修授業についてのご質問にお答えします。

の授業として取り組む武道の種類と設備、用具等の対応についてでございますが、武道は剣道、柔道、相撲の中から選択して実施することになります。

設備、用具等につきましては、学校に対して今回実態調査を行っておりまして、各学校が希望する武道を平成24年度に実施できるよう、新年度の予算に整備費を計上しております。

の年間の授業時間数につきましては、文部科

学省から武道の年間授業時数が示されていないことから、各学校の裁量となります。本地区では10時間前後実施するものと、こんなふう考えております。

さらに、指導教員の配置につきましては、武道は保健体育の学習内容の一部であることから、授業は保健体育の教員が指導することになります。

につきまして、実施に当たっての他の授業時間への影響については、新学習指導要領において各学年の授業時数全体が35時間ふえます。その中で保健体育の授業時数が15時間ふえるもので、他の授業時間への影響はありません。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、随時再質問させていただきます。

まず、武道の種類については、剣道、柔道、相撲の3種を取り入れるということでありませけれども、市内の中学校の希望はさまざま、小規模校から大規模校ということでありませけれども、この学校ごとの種目選択の方法についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 今の質問ですが、各学校では学校の設備、用具の整備状況、それから指導担当教員の配置によりまして実施可能な種目を選択するということになりますので、各学校まちまちでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、各学校がまちまちということでありませるので、各学校ごの実施種目をお聞かせ願えればというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 市内には10校、中学校があります。順次、黒磯中から塩原中までですが、黒磯中は柔道を選択です。黒磯北中は剣道と柔道、厚崎が剣道と柔道、日新は剣道、東那須野中は剣道、高林中学校は柔道、三島中学校は剣道、柔道、相撲の3つ、西那須野中学校は柔道、箒根中学校は剣道、塩原中学校は剣道、以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、ただいまる種目の学校の取り入れということで答弁があったわけでありまして、これは学校側が決めたわけでありまして、生徒に対しての事前希望と申しますか、そういう調査等は行ったのかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 実施する武道の種類につきましては、生徒に対する希望調査を実施し、生徒の希望に沿う種目を選定することが望ましいと私は思っておりますが、学校の設備、用具の整備状況や配置されている指導教員でどのような対応が可能か、これを勘案しますと、実施可能な種目は限られてきます。

したがって、各中学校では生徒に対する希望調査は実施していないのが現状です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 生徒に対しての希望調査はしていないということでありまして、やはり生徒によってはこの種目、決められた種目では取り入れにくいという、そういう部分が生じるのではないかとこのように思うんですね。その点については、生徒にどのような対処、ケアをしていくのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほど申しましたように、学校の設備、用具の整備状況が配置されているか、それから指導教員でどのような対応が可能かということをお聞かせしますと、やはり学校選択という形で持っていかなざるを得ないというところがあります。

体育に関しましては、選択というのは個人の選択が導入されておりますが、球技も含めて、球技の中ではサッカーとかソフトとか選択体育というのがあったんですけども、今度の武道の場合は必修ということで、当初導入の段階では、やはり用具と指導教員が限られておりますので、現在はやむを得ないということで考えているところです。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） そういう部分では、大変やむを得ないということをおも理解するわけでありまして、これを見たときに、特に女子生徒においては非常に取り組みにくいのではないかとこのように思うんですが、この辺、教育長はどのようにお考えかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 現在ですべての中学校で武道の授業を実施してありまして、女子も全部取り組んでおります。特に女子が取り組みにくいとは今のところ考えていないのは、柔道も剣道も、それから相撲でさえも、女子の部門ということで各種大会が開催されておりますので、やはり中学校のレベルでは男子、女子という区別なく選択ができると思います。

ただ、指導の中での対戦の相手とか、それから指導の内容については、やはり今後考えていかなければならないのではないかと今のところ思っているところです。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、1校1種目であれば当然その必修授業になりますけれども、先ほど答弁のあったように、三島中学校のようにすべて全部取り入れるということに関しましては、生徒が希望できるということによろしいんですか。それとも、学年別に分けるとか、そういう意味合いなのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） まず、三島中学校は3つありまして、今年度は男女別の学習形態で学年選択でございますが、女子も3種目すべてに取り組んでおりまして、学校選択と学年選択というのがあります。それで処置しております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、学校ごとに選択をされるわけでありましてけれども、例えば3年生が卒業して、また新1年生が入ってくる、そういうところで小規模校なんか特にですけれども、女子の割合が多いとか男子の割合が多いとか、そういうときに流動的にこの学校選択がまた行えるのかどうかという点、1点お伺いしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 武道の種類の変更につきましては、学校の設備と備品の整備と予算面である程度の対応は可能だと思います。ただ、指導教員の構成といった人的配置につきましては、おのずと限界もあります。現状では、やはり部活動指導で格技の指導者が足りないと、慢性的に足りないというところが出ておりますので、おのずと指導可能な種目は限られてくるというふうなのが現状の学校の現場でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 理解しました。

それでは、次に に移らせていただきますけれども、授業時間数については、先ほど答弁があったように各学校に任せると、裁量に任せるんだということで10時間前後を予定しているということでもありますけれども、それでは、本市における武道授業の目的、授業実施の方法、あるいは授業の留意点及び課題についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 目的というか、武道指導で何をどのように指導するかというのを明確にしました指導計画というふうなものは現在整っております。

それから、指導法については、保健体育の教員を対象に実技指導をし、そして、その中で日本古来の武道を習得することによって、礼とか集団のつながりとか、さまざまな目的をその中に入れていくところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

授業時間数に関しましては、そういうことで理解を、必修授業でありますので理解をさせていただいて、 に移らせていただきたいというふうに思います。

特に専門的要素があるこの武道でありますけれども、指導は保健体育の教員が当たるということでもありますけれども、特にこの武道ということに関しますと、指導となると専門的分野の教員であれば問題はないというふうに思うんですが、その専門的分野でない場合の教員に関して、不安感や負担感が生じるのではないかというふうに私は思うんですが、そういう教員の武道指導のカリキュ

ラム、あるいはマニュアル等についてはどのようにお考えかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 保健体育の教員が原則対応となっておりますけれども、保健体育に関しましても、スポーツの種類が多岐にわたっておりまして、得手不得手がありますが、これは得手不得手は関係なく、文科省の指導指針ということで、それにのっとって指導をするということになっておりますが、ただ、剣道を1回もやっていないということはないのでございますけれども、ただ、指導するにおいては不安感というのが伴う教員もおります。そういう教員向けに保健体育の分野で県の実技研修を行うということで、柔道の実技研修や剣道の実技研修に体育の教員が積極的に参加できるようにという配慮をし、また、時間の都合とか、学校経営上どうしても継続して何回も参加できないという場合には、講習会または実技研修会に行った教員が伝達講習という手段をとったりして、地区に戻ってきてから実技の研修会を行うというふうなことで、その指導法の不安に関してはさまざまな取り組みをしているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今、まさに私が再質問をする答弁が返ってきましたので、そういうことで指導に、講習会に行った指導者がまたこれを伝達するというところで理解をさせていただきました。

それでは、の最後に安全対策について、現在どのように考えているのか。万が一、事故あるいはけが等が発生した場合の対処あるいは対応策についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この安全対策につきましては、武道指導だけでなく、すべての授業等、特に保健体育の授業ではけがも非常に多いので、こんなところを重点視点としてとらえますけれども、授業では種目の特性に応じた準備運動、つまり剣道だったら剣道の準備運動、柔道であったら柔道の準備運動、相撲も同じですが、そういう準備運動や安全面に配慮した事前指導を十分に行うというふうなことを徹底させるようにしております。

万が一、けがや事故が起こってしまった場合には、学校の危機管理マニュアルというのが各学校にありますので、それにのっとりまして養護教諭を中心に連携をとりながら、応急処置と同時に校医の相談、または医療機関につなぐように、こういうふうなことで安全対策を導入しているところであります。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） この必修授業に当たりますとは、そういうことで専門的な先生が当たらない場合がありますので、その辺を重点して気をつけて指導していただきたいというふうに思います。

続きまして、に移りますけれども、新学習指導要領において35時間授業時間がふえるということで、体育授業も15時間以上ふえるということで、その影響は問題ないということで理解をさせていただきます。

今般の武道の必修化については、武道特有の精神修業、精神論は子どもたちの成長過程において、また人間形成において大変重要であり、有効性も高いものとする。一方で、多くのスポーツが娯楽的要素から発祥しているのに対し、武道は時に生命をかけた武術として発祥した側面もあることから、裏を返せば専門的知識、経験を有する指導者のもとで危険も伴う可能性を認識していく必要があると思う。そして、実施をしなければなら

いというふうに思っております。

特に柔道については、愛知教育大学内田講師の調査によれば、学校での柔道練習中に死亡した生徒数は、1983年から27年間で少なくとも110人に上るとされ、年平均4人以上の計算となっている。全日本柔道連盟の調べでも、2009年までの6年間に複数の死亡例を含む56件の重大事故が起きており、同連盟は独自の安全対策の手引きを作成しているが、政府はこれまでのところ、学校で柔道を教える際の安全指針を発表していない。

よって、本市においては、十分なる安全対策と指導者への伝達、指導、マニュアル等の作成を行いながら、武道必修化の趣旨、所期の目的に向かい、誠意取り組んでいただけますことを切に申し上げ、この項を終わりにしたいというふうに思います。

続きまして、大きな4番でありますけれども、観光PRについて。

観光PRにおいては、観光協会を初めとして各種団体や旅館、ホテル等の企業努力により、個々にパンフレットやホームページ等で誘客に努めています。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

市では観光PRをどのように行っているのかお伺いをいたします。

観光PRの効果をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

市職員等の名刺に、塩原・板室温泉の風景や市内の名所・旧跡、本市の特産物などの写真を使用し、名刺交換の際に那須塩原市をPRできるようにしてはどうかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 13番、齋藤寿一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私から4番の観光PRについてをお答えいたします。

の本市では観光PRをどのように行っているかについてお答えをいたします。

本市における観光PRの取り組みは、市や観光協会のホームページ及び配信サービス「みるメール」での観光情報の発信、「やすらぎの栃木路」共同宣伝協議会の観光キャンペーン等での観光パンフレットの配布や特産物の販売などを実施しているほか、水戸駅、大宮駅周辺の路線バスの車内に塩原温泉、板室温泉の広告を掲示するなど、首都圏を中心として誘客に努めております。

また、恒例となった那須ガーデンアウトレットを会場に行われます那須博では、特産物や食のPRをするとともに、観光情報等も提供をいたしております。

新しい取り組みとしては、今年3月からNTTドコモ、アイコンシェルサービスの携帯電話による情報の発信、さらに4月以降には携帯電話のオフケータイ機能を使った情報の発信も予定をいたしております。

次に、の観光PRの効果をどのようにとらえているかについてお答えをいたします。

毎年、観光PRを通じての効果をとらえるのはなかなか難しいと考えております。なお、毎年、県が公表いたしております栃木県観光客入り込み数、宿泊数推定調査の結果を一つの指標とすれば、本市における宿泊数は減少傾向が続いておりますが、市の減少率は平成21年度状況を見ますと、県全体の数より小さいことから、観光PRにより減少率が小さくなっているものと推定をいたしております。

次に、の名刺を使っの市のPRについてお答えをいたします。

現在、観光協会等が作成した板室温泉の風景、

沼ッ原のニッコウキスゲ、道の駅の明治の森・黒磯の青木邸、那須疎水などが印刷された名刺や牛乳消費拡大PRキャラクターの「みるひい」をデザインした名刺を使用して、本市のPRを行っています。

今後は、当市のホームページから観光スポットや名所、旧跡、特産物などの写真をダウンロードして、名刺等に活用できるよう研究をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、ぜひ再質問させていただきたいというふうに思いますが、この市においては、ホームページ等において観光のPRをしているということでありまして、ホームページのメニューに関しましては、随時更新をしていく期間というかそういうものは取り入れているのでしょうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ホームページに関するお尋ねでございます。

市のホームページを開きますと、トップページというものがございます。その中に「観光・歴史」という項目がありますので、そこをクリックしていただきますと、那須塩原市の観光情報で4つありまして、「観光スポット」「年間のイベント」「花・紅葉ごよみ」「交通アクセス」というのをクリックしますと、それぞれの項目が出てきます。

加えまして、旬の情報といいまして、例えばもみじが今、見ごろですとか、花が咲いていますといった、そういった随時の情報もそこに載せております。

また、この観光情報の画面から板室・塩原温泉、西那須野観光協会等の業界へのリンクもできますので、それらをクリックしますと、それぞれ観光協会の情報が出るということで観光PRに努めているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今の答弁で随時更新、新しいものを取り入れて発信しているということで理解をしております。

先ほど市長の答弁の中にありましたように、水戸駅と大宮駅ですか、その周辺に路線バスを利用した塩原・板室温泉のPR、広告をしているということでありまして、さらにこれを他県の路線バス等に利用する考えがあるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） バス車体への観光PRということで、水戸駅、大宮駅周辺ということではありますが、この事業につきましては、「やすらぎの栃木路」の共同宣伝協議会の観光キャンペーンとして実施しているものでございます。

今後、首都圏を中心にPRをしていくということですが、今後につきましては、ほかにこういったところでPRするのが効果的かというのは協議会の中で検討していくという形になるかと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

ぜひこういうものを利用して多くの誘客をねらうということありますから、他県においても実施をされればいいのではないかとこのように思うわけでありまして。

また、先ほどの答弁の中におサイフケータイ機

能を使用した情報発信を取り入れていくというよう
なことであります。今回の新年度予算にも具体的
ののっておりますけれども、これの内容について
お聞かせ願えればというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） おサイフケータイ
に関するご質問でございますが、このおサイフケ
ータイ機能といいますのは、本市が発信する観光
イベント情報に携帯電話から手軽にアクセスでき
るシステムということでございます。

アクセス方法につきましては、市内の観光施設
等に設置した専用端末におサイフケータイが使え
る携帯電話をかざしますと、市のホームページの
携帯サイトに接続されるという仕組みでございま
す。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 最近この携帯を利用して
観光情報を提供するという案が相当発案をされて
いるわけであります。時には高齢者や外国人に関
して、まち歩きのとときに案内板や歩道にコードを
埋め込んでおいて、携帯電話で撮影するとその場
所からの観光案内が瞬時にわかる、あるいは高齢
者によりますと、その観光スポットまで階段が少
ないルートを探してくれるというようなものもあ
るそうでありますので、この辺もこれにあわせて
今後研究されればいいんではないかなというふう
に思っているところでございます。

今後、このPRに関しましては、インバウンド
等を視野に入れた外国人観光客についてのPRに
ついてはどのようにお考えか、お伺いしたいとい
うふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 外国人観光客の誘
致につきましては、栃木県国際観光推進協議会が
中心となりまして誘致宣伝活動を実施してありま
す。主な国は中国、台湾、韓国ということで、栃
木県への観光客がこの地域で90%程度になってい
るという状況もございます。そういった中で県が
協議会を通じてこういったPR活動をやっている
ということでございます。

こういった中で、板室温泉なり塩原温泉の観光
ポスター等を持って行って、PRをしているとい
う現状でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、続いて に移らせていただきますけ
れども、このPRの効果というのは、部長の答弁
のように、確かに施設等の入場者数等、そういう
ものを把握するのは簡単でありますけれども、こ
ういう全体的なPRの活動の検証というのは、な
かなか難しいということは私も理解をしております。

先ほど21年度の例で答弁をいただいたわけであ
りますけれども、塩原に関しましても21年度の宿
泊客数に関しましては、893万人の0.1%の減、あ
るいは板室観光旅館でありますと12万7,000人
ということで3.9%の減、あるいは近隣であります
と、那須町もこの数字以上高い落ち込みをしてい
るわけであります。ちなみに日光市においては、
5.2%も減したということでありますので、この
PR活動に関しましては、先ほど答弁のように若
干の効果は出ているのかなというふうに察して、
次の に移らせていただきたいというふうに思いま
す。

この答弁によりますと、今後、ホームページか
ら名刺に関する観光スポット等の写真等をダウ

ンロードできて、名刺等に使えるという画期的な研究を部長のほうでなさるといふことでもありますので、まさにここなんです。このすばらしいスポットを利用したい方がたくさんいるのでありますが、この題材がないといふことで、なかなか利用しにくいといふことであるのかなといふふうに思うわけがあります。

この研究に関しましては、どのように情報を集めて研究されるのか、1点だけお聞きしたいといふふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほど答弁の中で現在も観光の、市内のPRをするといふことで、いろいろな名所、景色のいいところの部分の名刺に使いましてPRしているといふことで、あるいは牛乳の消費拡大を目指しまして、名刺等に「本州生乳第1位」といふようなキャッチフレーズのもとにPRをしているといふ状況でございます。

今後研究していく内容でございますが、やはり市内には塩原温泉街を含めましてすばらしい景色がいっぱいあります。そういったものを観光協会等にも問い合わせをしまして、一般的に使えるもの、著作権といたしますか、そういう制約のないものを市のホームページ上に載せまして、自由に名刺等に使っていただくといふような方法を考えていきたいといふことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

参考までに現在、那須塩原市商工会塩原支所のほうでフォトコンテストといふものを実施しております、これは本当にプロにも匹敵する写真家が応募をしまして、その作品が自由にポジが使えるといふ権利を商工会が持っておりますので、そ

の辺も参考にさせていただければといふふうに思います。

さすが産業観光部長であります。三森部長はみるひの名刺を使っております、さすがだなといふふうに感心をするわけがあります。

名刺交換の際に、本市の観光スポットを初めとする名所、旧跡、特産物をPRすることによって誘客活動に伴うといふふうに思いますけれども、それより一人一人が本市に愛着を持って、自信を持って自慢PRができることが本当の観光名刺を持つことの意味であるといふふうに思い、この項を終わりにしたいといふふうに思います。

続きまして、最後になりますけれども、5のみじの植栽についてお伺いをいたします。

春から秋にかけて観光客を楽しませ、また誘客の目玉にもなっている広葉樹もみじについてお伺いをいたします。

今後の取り組みなど、もみじの植栽をどのように考えているかお伺いをいたします。

リストバンド等を作成・販売することで、観光客を初めとする多くの人たちから基金を集め、もみじの植栽を充実させられるような取り組みを行ってはどうかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） もみじの植栽について、2点ほどご質問をいただいております。順次お答えいたします。

の今後のもみじの植栽についてお答えいたします。

塩原地区でのもみじの植栽については、これまでに2万本ほど植栽され、今年度も塩原観光緑化推進協議会と塩原地区車座談議運営委員会が塩原温泉交流広場や塩原温泉ビジターセンター付近のあおば通り沿いにイロハモミジ35本を植栽する予

定です。

また、栃木県道路公社を中心としまして、塩原温泉旅館協同組合、塩原地区車座談議運営委員会及び塩原観光緑化推進協議会が塩原温泉街から新湯までの日塩もみじライン沿いにイロハモミジ20本を植栽する予定です。

平成23年度以降は、日塩もみじラインの塩原料金所から日光市との境界付近まで、順次植栽する計画となっております。

次に、の基金を集め、もみじの植栽を充実させられるような取り組みについてお答えいたします。

現在、もみじの植栽は、塩原観光緑化推進協議会、栃木県道路公社、塩原温泉旅館協同組合及び塩原地区車座談議運営委員会の4者がそれぞれ購入し、共同で行っております。その中で、塩原観光緑化推進協議会は、塩原の観光緑化の推進に中心的な役割を担っていることから、リストバンド等の作成・販売による基金を集める取り組みについて提案していきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、から順次、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

このもみじの植栽に関しましては、幾つかの団体があるようでありまして、主に塩原温泉観光緑化推進協議会が中心となって、今年度、来年度も植栽をしていくということですが、今現在植えている苗木というものは、どの程度のもを植えているのか、あるいは金額、そしてもみじというのは果樹ではありませんので、すぐ葉がつくからいろいろ見ごろはあるんでしょうけれども、何年ぐらいたつといいものなのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 22年度の植栽については、これからという部分でございますが、この植えるイロハモミジにつきましては、大体高さが3m程度で、値段につきましては1本5,000円前後ということでございます。

いつから見ごろになるかという部分でございますが、枝を落とさないで植えるということですので、植えた年から紅葉はしていくわけですが、ある程度大きくなると、見てすばらしいという印象を持つかどうかはわかりませんが、紅葉についてはその年から楽しんでいただけるということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 現在、日本で多くの人を集められているのは、祭り、ミュージアム、レジャー施設。自然界では、やはり花が上げられるというふうに思うんですね。その代表的なものは桜でありまして、桜並木に魅了される者、また近県では福島県三春の桜のように、1本の桜に心を打たれ、毎年多くの観光客が訪れる。また、樹木においては、新緑・紅葉と春から秋まで楽しませてくれるもみじの木があります。春の若葉から濃い緑の新緑、そして秋の燃えるような紅葉、花とは違って長い期間見ごろを迎える観光客にとっては最高の誘客のビッグチャンスであるというふうに考えるわけがあります。

次に、時間がないのでに移りますけれども、リストバンドに関して、部長のほうからすばらしい前向きな答弁をいただいて大変うれしくなっているところでございます。

このリストバンドに関しましては、推進協議会を中心として作成・販売等の提案をしていくとい

うことで、本当にうれしい、すばらしい発案の回答をいただいたわけでありますけれども、それでは、1点、この塩原温泉観光緑化推進協議会がリストバンドの作成をしてみたいという計画を立てた場合には、市としてはどのような支援をしていくのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） まずは提案をさせていただきますまして、協議会のほうで検討をさせていただけるという形になるかと思えます。市のかかりについては、その検討結果を見て、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ありがとうございます。

販売窓口においては、旅館・ホテル等、あるいは旅館協同組合、観光協会、商工会、市の公共施設、あるいは物産・飲食店等、販売になる要素というのは那須塩原市は相当ありますので、この辺は十分に大丈夫じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに率先してこの活動をしていただければというふうに思うわけであります。

塩原温泉に入る街道沿いのもみじにおいては、いろいろ色合いを醸し出して、時には新緑、時には真っ赤なトンネルを演出するわけであります。今、塩原で紅葉スポットという場所は数多くありますけれども、その中でもものがたり館から望む対岸の紅葉が多くの観光客の目を楽しませております。これは、色の鮮やかさにプラスものがたり館の建物、あるいは篝川等の清流がマッチしているのでしょう。また、日塩道路沿いのカーブのもみじ等においても、多くの観光客が足をとめております。

いずれも、このもみじの木は数本であります。その色合いと風景によっては名所になるという実感を私はしておりますことを皆さんにお伝え申し上げます。

それでは、このリストバンドでありますけれども、私、先日、沖縄に行きまして、沖縄で販売していたリストバンドであります。これは、「セーブ・アワー・オーシャン」と申しまして、地球を取り巻く大海を守る、救う、保護するという意味のリストバンドでありまして、私はこれを300円で買ってまいりました。問い合わせたところ、販売ルートは先ほど私が提案したルートもあるんですが、こういう子どもが使うガチャガチャというおもちゃの機械があるんですが、それに300円で販売されていたんですね。問い合わせしてみたところ、これの50円がその海を守る、今、問題になっているオニヒトデを退治する団体に寄附されるそうであります。

これを那須塩原版に変えていくということであります。このリストバンドを作成して販売することによって、全国に向け、本市の緑化推進のアピール、また観光誘客の施策として観光策の話題性を発信できる、またリストバンドを作成して販売することによって、基金を集め、多くのもみじ植栽ができる利点とリストバンドを購入していただいた方々への塩原のもみじの木への愛着度が増すということであります。さらに販売に至った際には、リストバンドあるいは説明書に番号をつけ、その基金で植栽した木あるいは場所において番号を掲示し、購入者の基金植栽がわかるようにすれば、またその寄附した人がリピーターとして自分のもみじを見に来るんじゃないかといふふうに思います。ぜひ検討されたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（君島一郎君） 以上で、13番、齋藤寿一君

の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時53分